

(平成22年7月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	150 件
国民年金関係	27 件
厚生年金関係	123 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	101 件
国民年金関係	40 件
厚生年金関係	61 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 6 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月から 45 年 3 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をし、病気で倒れるまで、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 10 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、母親を介護するため会社を退職した昭和 48 年ごろ、母親から保険料はすべて納付してあると言われたことを記憶しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は 43 年 6 月ごろに払い出され、当該払出後に資格取得日の 42 年 2 月までさかのぼって保険料を納付していること、申立期間直後の 45 年 4 月から同年 6 月までの保険料は納期限内に納付していること、申立人の保険料を納付していたとする母親は、36 年 4 月に国民年金に任意加入し、申立期間を含む 46 年 3 月までの保険料を完納していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から46年3月まで

私は、昭和40年4月に結婚し、私達夫婦及び義父母の4人分の国民年金保険料を自宅に来た区の集金人に納付していた。申立期間の夫及び義父母の保険料が納付済みで、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和39年12月に払い出されており、申立人は、同年4月から厚生年金保険に加入する前の62年8月まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和40年4月に婚姻（届出は同年7月）した後、申立人自身、同居していた夫及び義父母の4人分の保険料を自宅に来ていた集金人に納付していたと説明しており、集金人による納付方法は当時居住していた区の収納方法と合致し、夫は国民年金制度発足当初から厚生年金保険に加入する前の62年8月までの保険料を、義父母は国民年金制度発足当初から60歳到達時までの保険料をすべて納付している。

さらに、申立期間当時居住していた区の国民年金被保険者名簿には、申立人が昭和41年12月に住所不明になった旨及び46年7月に婚姻による氏名変更届が行われた旨の記載があるが、住民票及び申立期間当時に出産した子供4人の母子手帳から、申立人は40年4月に当該区の住民となり、引き続き居住していたことが確認でき、住所不明となる事情は考えられず、集金人による保険料の収納は、氏名変更手続がなされていなくても手帳記号番号により可能であったことなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月及び同年 3 月、37 年 10 月から 38 年 3 月までの期間、39 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月及び同年 3 月
② 昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月まで
③ 昭和 39 年 1 月から同年 3 月まで

私の夫は、婚姻直前に夫婦の国民年金の加入手続を行い、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料は、夫か私が集金人に、又は市役所で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 36 年 4 月以降、申立期間を除き 60 歳に至るまで、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間①、②及び③は、それぞれ 2 か月、6 か月及び 3 か月と短期間である。

また、申立期間①については、直前の昭和 36 年 4 月から 37 年 1 月までの保険料が厚生年金保険の加入期間 4 か月間を含めて納付されており、申立期間②の前後は納付済みである上、申立期間③については、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は当該期間の保険料を 39 年 7 月に過年度納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 5 月から 49 年 12 月まで
② 平成 2 年 4 月から 3 年 2 月まで

私の夫は、昭和 45 年 5 月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料は、妻の私が送付されてきた納付書で納付した。申立期間②については、夫の年金額を増やそうと、私が市役所で任意加入手続を行い、夫が 65 歳になるまで保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、11 か月と短期間であり、申立人の妻は、申立人の年金額を増やすために任意加入手続を行ったと説明しており、任意加入してから当該期間直前の 2 年 3 月までの 48 か月の国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さはみられず、当該期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、加入手続を行ったとする申立人に当時の加入手続について聴取することができないため加入手続の状況が不明であり、保険料を納付したとする妻が説明する納付金額は、当時の保険料額と大きく相違しているなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、当該期間当時に申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されて

いたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から3年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7997 (事案 1099 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から 53 年 3 月まで

私たち夫婦は、夫が昭和 52 年 8 月に会社を退職して 1 年くらい経ったころ、私の母の強い勧めがあったので、夫婦の国民年金の加入手続を行い、後日送られてきた納付書で前年の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金保険料を申立人と一緒に一括納付したとする申立人の夫も申立期間の保険料が未納であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 53 年 11 月時点では、申立期間の保険料は過年度納付となり、市役所では納付できない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人は、保険料の未納に伴う納付書や督促状が社会保険事務所（当時）及び市役所から送付されてきた記憶が無いことから、市役所で納付できる現年度の未納分の保険料を納付したものと考えるのが自然であるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は新たな主張として、申立期間当初の加入手続の時期は昭和 53 年秋ごろであり、市役所で国民年金の加入手続を行った後、送付された納付書により、夫の退職金 60 万円の中から夫婦二人分で約 10 万円を、昭和 53 年度及び申立期間の保険料として金融機関で納付したとしており、納付したとする金額は当該期間の保険料を納付した場合の金額とおおむね一致しており、説明する納付方法は、当時の過年度保険料及び現年度保険料の収納方法とも一致している。

また、申立人は、昭和 53 年 11 月に手帳記号番号が払い出された際の年金

手帳を所持しており、当該年金手帳には、申立期間直前の 52 年 8 月 21 日に、申立人の夫の厚生年金保険の資格喪失に伴い強制加入被保険者となった旨の記載がある上、手帳記号番号が払い出された時点で申立期間の保険料を過年度納付することができたことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7998（事案 1098 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から 53 年 3 月まで

私たち夫婦は、私が昭和 52 年 8 月に会社を退職して 1 年くらい経ったころ、妻の母から強い勧めがあったので、夫婦の国民年金の加入手続を行い、後日送られてきた納付書で前年の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金保険料を申立人と一緒に一括納付したとする申立人の妻も申立期間の保険料が未納であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 53 年 11 月時点では、申立期間の保険料は過年度納付となり、市役所では納付できない上、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人は、保険料の未納に伴う納付書や督促状が社会保険事務所（当時）及び市役所から送付されてきた記憶が無いことから、市役所で納付できる現年度の未納分の保険料を納付したものと考えるのが自然であるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人の妻は、新たな主張として、国民年金の加入手続の時期は昭和 53 年秋ごろであり、市役所で加入手続を行った後、送付された納付書により、申立人の退職金 60 万円の中から夫婦二人分で約 10 万円を、昭和 53 年度及び申立期間の保険料として金融機関で納付したとしており、納付したとする金額は当該期間の保険料を納付した場合の金額とおおむね一致しており、説明する納付方法は、当時の過年度保険料及び現年度保険料の収納方法とも一致している。

また、申立人は、昭和 53 年 11 月に手帳記号番号が払い出された際の年金

手帳を所持しており、当該年金手帳には、申立期間直前の 52 年 8 月 21 日に、厚生年金保険の資格喪失に伴い強制加入被保険者となった旨の記載がある上、手帳記号番号が払い出された時点で申立期間の保険料を過年度納付することができたことなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 8005

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までのうちの 8 か月の国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までのうちの 8 か月
私は、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の夫の保険料が納付済みなのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 8 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しているほか、申立人が自身の保険料と一緒に納付していたとする夫の申立期間の保険料は納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 37 年 10 月時点で、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であり、厚生省（当時）の通達に基づき、38 年までは市区町村において過年度保険料の徴収を行うことは可能であったほか、申立期間の前後を通じて申立人の住所及び申立人の夫の仕事に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から同年12月までの期間及び47年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月から同年12月まで
② 昭和47年4月から同年6月まで

私の妻は、結婚後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。私の妻の保険料は納付済みであるのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は7か月、申立期間②は3か月とそれぞれ短期間であり、申立人は、昭和45年6月の婚姻時から平成*年に死亡するまでの期間の国民年金保険料は申立期間を除きすべて納付している。

また、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、昭和45年6月に国民年金に加入して以後、申立人の申立期間を含め60歳までの保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 6 月までの期間及び 62 年 10 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から 61 年 6 月まで
② 昭和 62 年 1 月から同年 6 月まで
③ 昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月まで

私の母は、私の大学卒業時に市役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立期間がそれぞれ 6 か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付されているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立人が大学を卒業した時期に母親が国民年金に加入し、保険料の納付を行っていたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 62 年 9 月ころに払い出されており、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入時期及び保険料をさかのぼって納付したことに^{あいまい}関する記憶が曖昧であるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 6 月までの期間及び 62 年 10 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月及び同年5月

私は、昭和63年4月に再就職したが、再就職先の会社から社会保険の適用手続が遅れるため、その間は国民年金と国民健康保険に加入するように言われ、区出張所において私の国民年金の再加入手続と妻の種別変更手続を一緒に行い、国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月間と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を納付している。

また、申立人は、国民年金の再加入手続の経緯を具体的に説明しているほか、再加入手続後に送られてきた申立期間の保険料の納付書で昭和63年7月又は8月に納付したとしており、申立人が国民年金の再加入手続をした際に、一緒に第3号被保険者への種別変更手続を行ったとする申立人の妻は、63年7月18日に作成された納付書で申立期間の自身の保険料を納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 8012

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から2年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から2年5月まで

私は、平成2年の春に、夫の未納期間の国民年金保険料を納付しようと区役所に行った。そのとき、私は国民年金に未加入であったが、今からさかのぼって納付すれば年金を受給できるようになると職員から勧められ、その場で加入手続きを行い、保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間であり、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成3年10月に払い出されており、申立人は、申立期間直前の平成元年9月分の保険料を3年10月24日に過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該払出時点及び過年度納付時点のいずれにおいても、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったことなど、さかのぼって申立期間の保険料を納付したとする申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間、56 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 58 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 56 年 10 月から同年 12 月まで
③ 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 50 年に、結婚することが決まったため国民年金保険料を納付しなくてはならないと思い、自身で同年 2 月ころに国民年金の加入手続をした。保険料は、当時から妻が金融機関で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 4 月以降、申立期間を除き現在まで国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間はそれぞれ 12 か月、3 か月及び 3 か月と短期間である。

また、申立人の保険料を納付していたとする妻は、申立期間①のうち、昭和 51 年 4 月から同年 9 月までの保険料が納付済みである上、申立人は申立期間②を含む昭和 57 年分の所得税の確定申告書の控え及び申立期間③を含む 58 年分の所得税の確定申告書の控えを所持しており、それぞれの確定申告書の控えの社会保険料控除欄に記載されている金額については、57 年分の金額は当時の保険料額と一致し、58 年分の金額は当時の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 8014

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 8 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月から同年 12 月まで

私は、社会保険事務所（当時）から申立期間の国民年金保険料が「昭和 55 年 9 月 8 日に還付決議となっている」との回答を受けたが、当時は日本に居住しておらず、保険料を還付してもらった記憶は無い。申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書により、申立人は申立期間の国民年金保険料を前納していることが確認できる。

また、申立人が所持するパスポートにより、申立人は、昭和54年8月から57年7月まで海外在住であったことが確認でき、申立期間は国民年金適用除外となるため、申立期間の保険料の還付決議が55年9月8日に行われているが、還付決議が行われた時点には申立人は日本国内に居住しておらず、57年7月に帰国した際は別の住所地に居住したことを踏まえると、申立人は、保険料の還付通知書及び還付請求書を受け取ることも、還付請求書を所轄社会保険事務所に返送することもできなかったものと考えられる。

さらに、還付金の支払いを記録した還付整理簿は保存されておらず、還付金を支払ったことが確認できないなど、申立期間の保険料が還付されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

東京国民年金 事案 8017

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 38 年 3 月まで

私は、区の集金人に最初に国民年金保険料を納付した際、「この機会に納められる期間の保険料をきちんと納めておいた方が得です。」と言われ、申立期間の夫婦二人分の保険料を納付したはずである。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和 38 年 4 月以降 60 歳到達時まで国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 39 年 3 月時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立人は、区の集金人に最初に保険料を納付した際、集金人から申立期間の保険料を納付することが可能である旨の説明を受け、区役所で過年度分保険料を納付するための手続を行い、その後区役所内にある金融機関で夫婦二人分の保険料を納付したと具体的に説明しており、当時の過年度保険料の納付方法と合致している上、納付したとする金額も申立期間の保険料額におおむね一致するなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 38 年 3 月まで

私の妻は、区の集金人に最初に国民年金保険料を納付した際、「この機会に納められる期間の保険料をきちんと納めておいた方が得です。」と言われ、申立期間の夫婦二人分の保険料を納付したはずである。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和 38 年 4 月以降厚生年金保険に加入する 46 年 6 月まで国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 39 年 3 月時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立人の妻は、区の集金人に最初に保険料を納付した際、集金人から申立期間の保険料を納付することが可能である旨の説明を受け、区役所で過年度分保険料を納付するための手続を行い、その後区役所内にある金融機関で夫婦二人分の保険料を納付したと具体的に説明しており、当時の過年度保険料の納付方法と合致している上、納付したとする金額も申立期間の保険料額におおむね一致するなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び44年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和44年1月から同年3月まで

申立期間①については、私の妻が夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって2回納付して、領収書を受け取った記憶がある。申立期間②については、私の妻が夫婦二人分の保険料をさかのぼって金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和38年3月時点では、当該期間の保険料を過年度及び現年度納付することが可能である。また、申立人の保険料を納付していたとする妻は、38年の加入時及び38年の夏ごろの2回、自宅に来た集金人に夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付したと説明しており、当時市区町村において集金人による過年度保険料の収納が行われていたこと、申立人の妻が納付したとする夫婦二人分の金額は当該期間の保険料額とおおむね一致していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みである上、申立人が所持する国民年金手帳の昭和43年度分の検認台紙は昭和45年6月に切り離されており、当該時点では、当該期間の保険料の過年度納付が可能である。また、申立人の妻は、転居後に当該期間の保険料を集金人に納付書を作成してもらい金融機関で納付したと説明しており、当時の過年度保険料の納付方法と合致している上、申立人の妻が納付したとする夫婦二人分の金額は当該期間の保険料額とおおむね一

致していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 8020

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から同年3月まで

私は、結婚した昭和48年5月ごろに国民年金に加入し、国民年金保険料を必ず納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、昭和48年7月に国民年金に任意加入した後60歳到達時まで、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付しており、複数回にわたる厚生年金保険と国民年金の切替手続及び資格種別変更手続を適正に行っている。

また、申立人は保険料を年度当初に送付された納付書により銀行で納付していたと具体的に説明しており、当時の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 8024

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年11月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月から38年3月まで
② 昭和45年10月から47年6月まで

私は、国民年金に任意加入し、集金人を通じて国民年金保険料を納付してきた。付加保険料は、制度開始時に集金人に勧められて納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、5か月と短期間であり、申立人は当該期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間前後の期間の保険料は現年度で納付されているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の居住していた区の保管する国民年金被保険者名簿には「所得比例保険料を納付する者となる申出 昭和47年7月19日」と記載され、年度別納付状況リストにも「付加申出年月 4707」と記載されており、当該期間は申立人が昭和47年7月に付加保険料の納付の申出を行う前の期間であるなど、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年11月から38年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 8025

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から同年7月まで

私は、20歳から3か月間の国民年金保険料については、納付書が自宅に届いたので、当時居住していた市の市役所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間の平成5年7月ごろに払い出されており、当該払出時点で、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であり、申立人は申立期間の納付書を受け取っていたものと考えられるほか、申立人が納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年7月から52年10月まで

私が昭和52年8月に就職し、3か月勤務した会社は厚生年金保険適用事業所ではなく、自分で国民年金に加入するように会社から言われたため、国民年金の加入手続を行い、送付された納付書で国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和52年4月から同年10月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、52年8月に払い出されており、当該払出時点で、当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間であり、申立人は、当該期間の納付書を受け取っていたものと考えられるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、昭和50年7月から52年3月までの期間については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記手帳記号番号払出時点で、当該期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は、上記の現年度保険料額に当該過年度保険料額を加えた額に相当する金額を納付したことはないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等女

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 9 月まで

私は、区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を 60 歳まですべて納付していた。申立期間について夫は納付済みで、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月以降、申立期間を除き、60 歳に至るまでの国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 18 か月と比較的短期間である。

また、申立人は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと説明しており、申立人及びその夫が所持する国民年金手帳により、昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月までの保険料を同一日に納付していることが確認できる上、夫は、申立期間の保険料がすべて納付済みとなっている。

さらに、夫は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から同年 9 月までの保険料を第 2 回特例納付により納付しているが、これは受給資格期間に関係なく年金額を増やすために特例納付したものと推察され、夫はその後、年金を満額受給するために必要な納付可能期間の保険料をすべて納付していることを踏まえると、申立人についても同様に納付を行ったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 56 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 8 月から 50 年 9 月まで
② 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 48 年 8 月に国民年金に加入し、国民年金保険料を 3 か月ごとに納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、当該期間はいずれも 3 か月と短期間であり、それぞれ前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、申立人が説明する保険料の納付場所及び納付方法は、申立人が当時居住していた市における保険料の収納方法と合致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料を 3 か月ごとに納付していたと説明しているが、申立人が当時居住した市の国民年金被保険者名簿から、申立人は、申立期間直後の昭和 50 年 10 月から 52 年 3 月までの保険料を 52 年 11 月に過年度納付していることが確認でき、当該過年度納付時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 56 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 8041

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から同年12月まで

私は、妻が結婚前から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたこともあり、結婚後に国民年金に加入して、妻と一緒に保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き昭和43年4月以降の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであること、また、申立期間前後を通じて申立人及びその妻の職業や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から同年12月までの期間及び48年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から同年12月まで
② 昭和48年7月から同年12月まで

私は、20歳から国民年金に加入して、国民年金保険料を納付していた。結婚後は夫と一緒に保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月及び6か月といずれも短期間であり、申立人は、申立期間を除き20歳以降の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間それぞれの前後の期間の保険料は納付済みである。

また、申立期間①については、当該期間の前後を通じて申立人及びその夫の職業や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないこと、申立期間②については、夫婦は、当該期間の2か月後に他の区に転居しているが、保険料を一緒に納付していたとする夫は、当該期間の保険料が納付済みであることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 8043

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、障害年金に関する新聞記事を見て国民年金に加入し、国民年金保険料をさかのぼって納付した。その後は、私か妻が保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き昭和 52 年 7 月以降、62 年 4 月に共済組合に加入するまでの国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 54 年 4 月に払い出されており、申立期間直前の 52 年 7 月から 53 年 3 月までの保険料は過年度納付されていること、当該払出時点で申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から51年9月まで

私の元妻は、元妻の母親から私の国民年金保険料に充てるようにと16万円を受け取り、私の未納期間の保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和51年4月から同年9月までの期間については、申立人の国民年金の手帳記号番号は53年6月に払い出されており、その時点で過年度納付が可能であり、直後の期間は過年度納付されている。

しかしながら、申立期間のうち、昭和43年3月から51年3月までの期間については、申立人の元妻が申立人の当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の元妻は、保険料の納付時期に関する記憶が曖昧であり、元妻及び元妻の母親は10万円を申立人の未納期間の保険料としたと説明しているものの、申立人は平成21年5月15日作成の確認申立書には16万円と記載しているなど、納付額の記憶は定かでない。

また、53年11月30日に二人分の過年度保険料約7万円が納付されていることが申立人の元妻が所持する領収証書から確認できるが、申立人の元妻は納付済み期間を含め過年度納付に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、夫婦二人分の国民年金手帳を集金人から受け取り、集金人に国民年金保険料を納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間は申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 36 年 7 月に妻と連番で払い出されており、その時点で申立期間の保険料は現年度納付することが可能であるほか、申立人は、納付した保険料は一人当たり 100 円ほどであったと説明しており、その額は申立期間当時の保険料額と一致するなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与保険料一覧表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与保険料一覧表」において確認できる保険料控除額から、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
10830	男		昭和39年生		平成19年10月25日	3万円
10831	男		昭和27年生		平成18年10月25日	20万円
					平成19年10月25日	20万円
10832	女		昭和26年生		平成18年10月25日	18万円
					平成19年10月25日	18万円
10833	女		昭和43年生		平成18年10月25日	10万円
					平成19年10月25日	10万円
10834	男		昭和43年生		平成18年10月25日	15万円
					平成19年10月25日	14万円
10835	男		昭和34年生		平成18年10月25日	15万円
					平成19年10月25日	17万円
10836	男		昭和47年生		平成18年10月25日	13万円
					平成19年10月25日	14万円
10837	女		昭和49年生		平成18年10月25日	8万円
					平成19年10月25日	9万円
10838	男		昭和52年生		平成18年10月25日	10万円
					平成19年10月25日	11万円
10839	男		昭和45年生		平成18年10月25日	5万円
					平成19年10月25日	10万円
10840	女		昭和43年生		平成18年10月25日	5万円
					平成19年10月25日	6万円
10841	男		昭和43年生		平成18年10月25日	10万円
					平成19年10月25日	12万円
10842	男		昭和48年生		平成18年10月25日	7万円
					平成19年10月25日	8万円
10843	男		昭和45年生		平成19年10月25日	3万円
10844	男		昭和60年生		平成19年10月25日	1万円
10845	男		昭和27年生		平成18年10月25日	20万円
					平成19年10月25日	20万円
10846	男		昭和47年生		平成18年10月25日	18万円
					平成19年10月25日	17万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
10847	男		昭和48年生		平成18年10月25日	15万円
					平成19年10月25日	15万円
10848	男		昭和50年生		平成18年10月25日	15万円
					平成19年10月25日	15万円
10849	男		昭和31年生		平成18年10月25日	18万円
					平成19年10月25日	18万円
10850	男		昭和44年生		平成18年10月25日	10万円
					平成19年10月25日	11万円
10851	男		昭和39年生		平成18年10月25日	10万円
					平成19年10月25日	11万円
10852	男		昭和46年生		平成18年10月25日	8万円
					平成19年10月25日	9万円
10853	女		昭和48年生		平成18年10月25日	8万円
10854	男		昭和56年生		平成18年10月25日	7万円
					平成19年10月25日	8万円
10855	女		昭和57年生		平成18年10月25日	3万円
					平成19年10月25日	5万円
10856	女		昭和56年生		平成18年10月25日	3万円
					平成19年10月25日	5万円
10857	男		昭和28年生		平成18年10月25日	20万円
					平成19年10月25日	22万円
10858	男		昭和29年生		平成18年10月25日	15万円
					平成19年10月25日	15万円
10859	男		昭和43年生		平成18年10月25日	17万円
					平成19年10月25日	17万円
10860	男		昭和44年生		平成18年10月25日	10万円
					平成19年10月25日	11万円
10861	男		昭和30年生		平成18年10月25日	8万円
					平成19年10月25日	10万円
10862	男		昭和46年生		平成18年10月25日	8万円
					平成19年10月25日	10万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
10863	男		昭和25年生		平成18年10月25日	8万円
					平成19年10月25日	10万円
10864	男		昭和30年生		平成18年10月25日	15万円
					平成19年10月25日	15万円
10865	男		昭和46年生		平成18年10月25日	12万円
					平成19年10月25日	12万円
10866	男		昭和33年生		平成18年10月25日	12万円
					平成19年10月25日	13万円
10867	男		昭和44年生		平成18年10月25日	15万円
					平成19年10月25日	16万円
10868	男		昭和43年生		平成18年10月25日	15万円
					平成19年10月25日	16万円
10869	男		昭和36年生		平成18年10月25日	13万円
					平成19年10月25日	12万円
10870	男		昭和43年生		平成18年10月25日	15万円
10871	男		昭和47年生		平成18年10月25日	13万円
					平成19年10月25日	13万円
10872	男		昭和51年生		平成18年10月25日	10万円
					平成19年10月25日	10万円
10873	男		昭和46年生		平成18年10月25日	10万円
					平成19年10月25日	10万円
10874	男		昭和53年生		平成18年10月25日	5万円
10875	男		昭和54年生		平成18年10月25日	10万円
					平成19年10月25日	12万円
10876	男		昭和52年生		平成18年10月25日	2万円
					平成19年10月25日	5万円
10877	男		昭和43年生		平成18年10月25日	2万円
					平成19年10月25日	5万円
10878	男		昭和49年生		平成18年10月25日	2万円
					平成19年10月25日	5万円
10879	男		昭和58年生		平成18年10月25日	2万円
					平成19年10月25日	5万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月24日から37年5月1日まで
② 昭和38年5月27日から41年6月26日まで

平成21年8月4日に、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を受給していないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所の事業所別被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、脱退手当金の支給記録がある者は申立人のみであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間及び申立期間の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている上、未請求となっている被保険者期間の一部は、申立期間①と同一事業所であり、申立人がこの期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人の脱退手当金は昭和41年8月29日に支給決定されているが、その約1か月後に別の事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者となっており、申立人が、その当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月5日から同年10月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬額より低い。また、実際は30万円程度であったと思うので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成7年1月から同年9月までは26万円と記録されていたところ、同年10月11日付けで、20万円にさかのぼって減額訂正され、申立人と同様にA社の取締役3人を含む23人についても、同時期に標準報酬月額の減額訂正が確認できる。

このことについて、A社の当時の取締役及び経理担当者は、「当時、厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所から標準報酬月額の減額訂正処理を行うことを提案され、それに同意したことを記憶している。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から26万円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、申立期間当時、給与は30万円程度であり、給与水準に見合う標準報酬月額が記録されておらず低額であるので訂正してほしい旨主張しているが、給与明細書等はなく、また、A社の当時の取締役及び経理担当者は、「減額訂正前の従業員の標準報酬月額に係る届出は、実際の支給給与額に

基づいた金額であった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除額については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和38年12月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月16日から39年1月16日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に関連会社の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管する申立人に係る退職証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和38年12月16日にA社の関連会社であるC社D工場からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成17年12月25日の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成17年12月25日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与支払表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与支払表」において確認できる保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
10893	男		昭和11年生		25万円
10894	男		昭和17年生		48万円
10895	女		昭和18年生		40万円
10896	男		昭和16年生		50万円
10897	男		昭和19年生		39万円
10898	男		昭和39年生		50万円
10899	男		昭和18年生		39万円
10900	女		昭和28年生		42万円
10901	男		昭和19年生		33万円
10902	男		昭和48年生		30万円
10903	男		昭和57年生		22万円
10904	男		昭和39年生		5万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を平成9年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、平成9年4月から同年12月までは22万円、10年1月から同年9月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年3月31日から同年4月1日まで
② 平成9年4月1日から10年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、B社に勤務した期間のうち、申立期間②の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与に見合う標準報酬月額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、雇用保険の加入記録、A社の事業主及び従業員の証言により、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。
そして、申立人が提出した平成9年の源泉徴収票から、申立人は、当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年2月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間においてA社が適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に同社の適用の届出を行っていなかったと認められることから（A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日は、平成14年2月26日付けで9年3月31日から同年4月1日へと訂正されている。）、社会保険事務所は、申立人に係る平成9年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、申立人が提出した平成9年及び10年の源泉徴収票から、申立人は、当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の平成9年及び10年の源泉徴収票の保険料控除額に見合う標準報酬月額から、9年4月から同年12月までは22万円に、10年1月から同年9月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は死亡しているため確認することはできないが、当時B社で役員であった事業主の息子は、当時の資料等は残っていないが、納付はしたとしているものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額とが長期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成15年7月30日のA社における標準賞与額の記録を23万5,000円に、17年12月9日のB社における標準賞与額の記録を29万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月30日
② 平成17年12月9日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①の標準賞与額の記録及びB社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間②の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、賞与明細書、普通預金通帳の写し及びA社の平成15年総勘定元帳により、申立人は、申立期間①に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、23万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、既に事業は行っておらず、確認できる資料も無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し

で行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②については、賞与明細書及びB社の平成17年賃金台帳により、申立人は申立期間②に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、賞与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、29万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届を提出した控え等が保存されていないため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案 10915～10918（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の〈申立期間〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

2 申立内容の要旨

申立期間： 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。A社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されないため、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表により、申立人は、〈申立期間〉（別添一覧表参照）にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、〈申立期間〉（別添一覧表参照）の標準賞与額については、賞与一覧表における保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年2月15日に〈申立期間〉（別添一覧表参照）に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る〈申立期間〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく保

険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
10915	女		昭和38年生		平成16年12月24日	373,000円
					平成17年8月10日	423,000円
					平成18年7月21日	473,000円
					平成19年7月9日	473,000円
10916	女		昭和47年生		平成16年12月24日	266,000円
					平成17年8月10日	266,000円
					平成18年7月21日	266,000円
					平成19年7月9日	446,000円
10917	女		昭和49年生		平成16年12月24日	329,000円
					平成17年8月10日	379,000円
					平成18年7月21日	432,000円
10918	男		昭和45年生		平成16年12月24日	366,000円
					平成17年8月10日	416,000円
					平成18年7月21日	471,000円
					平成19年7月9日	476,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、A社（現在は、B社）における資格取得日は昭和38年8月11日、資格喪失日は同年11月21日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から39年10月まで
② 昭和39年10月から40年10月まで

C社及びD社（現在は、E社）に勤務した期間の加入記録が無い。それぞれの会社に勤務していたことは確かなので、申立期間①及び②の期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録及び事業所検索システムによると、C社は厚生年金保険の適用事業所になっていない。

しかし、申立期間①当時に、Cという名称の化粧品を販売していたA社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人と生年月日が異なるものの、同姓同名の被保険者記録が確認できるとともに、当該被保険者資格の取得日は昭和38年8月11日、喪失日は同年11月21日と記録され、申立期間①において未統合の記録が確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人が記憶する上司においても、申立期間①当時、A社において厚生年金保険被保険者記録があることが確認できる上、同社の元従業員は、「勤務期間は不明であるが、申立人がいたことを記憶している。また、申立人と同じ部署に申立人が記憶する上司がいたことも覚えている。」としている。

これらを総合的に判断すると、A社に係る事業所別被保険者名簿における、申立人と同姓同名の未統合の厚生年金保険被保険者記録は、申立人の厚生年金

保険被保険者記録であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A社における申立人と同姓同名の厚生年金保険被保険者記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和38年1月から同年8月10日までの期間及び同年11月21日から39年10月までの期間については、B社が保管する厚生年金保険被保険者台帳から、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

そこで、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人が入社したとする昭和38年1月前後に資格取得している従業員に照会したが、申立人の勤務期間を特定することができず、また、申立人の記憶する上司に申立人について照会したが、回答を得ることができなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、E社では、申立期間②当時の資料において申立人の氏名を確認することができず、申立人の勤務実態について確認することができないとしている。

そこで、D社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間②当時に資格取得している従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務期間を特定することができなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間に本支店間の異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C連合会の厚生年金基金加入記録、B社の回答及び同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和44年6月1日に同社本社から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主は、資格喪失日を昭和44年5月1日として届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間に本支店間の異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、同社から提出された従業員台帳、雇用保険の加入記録及びB企業年金基金の加入記録から、申立人はA社に継続して勤務し（昭和44年6月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主は、資格喪失日を昭和44年5月1日として届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間に本支店間の異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、同社から提出された従業員台帳、雇用保険の加入記録及びB企業年金基金の加入記録から、申立人はA社に継続して勤務し（昭和44年6月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主は、資格喪失日を昭和44年5月1日として届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月1日から40年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。同社では正社員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人及び元従業員が提出した申立期間中に行われた社内行事の集合写真並びに元同僚の供述により、申立人は、申立期間においてA社に正社員として勤務していたと認められる。

また、B社の現在の事業主は、「申立人は正社員であると考えられ、申立期間当時、試用期間は無かったので、入社時から社会保険に加入しており、厚生年金保険料が控除されていたはずである。」と回答している上、昭和40年から42年ころまでの期間に社会保険を担当していた元従業員も、「同社では社員は全員、社会保険と雇用保険にほぼ同時に加入させており、雇用保険の加入者であれば厚生年金保険料も控除していたはずである。」と述べている。

さらに、上述の事業主及び元従業員の供述を検証してみると、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録のある元従業員32名のうち、同意の得られた元従業員6名の厚生年金保険の資格取得日は、雇用保険の資格取得日が月の途中であるため翌月の1日となっている者が5名、雇用保険と同日となっている者が1名であったことから、雇用保険及び厚生年金保険の加入日はほぼ一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、現在の事業主は、「申立期間当時の資料を保存していないため不明である。」と回答している。しかし、申立人がA社における厚生年金保険の被保険者資格を昭和39年4月1日に取得したとする届出やその後に事業主が行うべき昭和39年の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届のすべての機会において社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主が昭和40年6月1日を申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る39年4月から40年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成4年6月1日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びにA社が提出した退職証明書及び社員記録により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたと認められる。

また、オンライン記録によると、申立人は平成4年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、申立期間のA社における被保険者記録が無いものの、企業年金連合会が保管する厚生年金基金加入員台帳により、申立人の加入員資格喪失日は同年6月1日であると確認できる上、A社の人事部担当者は、「当時は5枚か7枚綴りの複写式届出用紙を使用して厚生年金基金と社会保険事務所（当時）に届出を行っていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成4年6月1日にA社において被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年5月の厚生年金基金の記録から、22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和35年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から同年5月1日まで
昭和35年4月1日にA社に入社し、2週間くらいの研修を受け、その後同社B支店に配属となったが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の辞令書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された辞令書及びA社が提出した社員カードの記録により、申立人が同社に昭和35年4月1日から勤務していたことが認められる。

また、上記社員カードにより、申立人は、昭和35年4月1日からA社人事室事務員、同年4月15日から同社B支店に配属と記録されていることが確認できる。同社から提出された同年4月1日入社に従業員名簿によると、申立人と同様に、同社人事室に配属された従業員76名のうち、63名が同年4月1日に配属先の同社の各支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人と同様に昭和35年4月1日にA社に入社した同僚は、同月分の給与は同社本社から支払われていた旨供述している。

加えて、A社B支店に係る事業所別被保険者名簿から、申立人が入社した昭和35年の前後である34年4月1日及び36年4月1日に資格取得している従業員6名に照会したところ、3名から回答があり、いずれも「4月1日に入社して研修を受け、当月の給与はA社本社から支払われ、保険料控除はされてい

た。」と供述している。

このことについて、A社の人事担当者は、「厚生年金保険料の控除については当月控除であることから、昭和35年4月分の給与がA社本社から支払われたとすると、同年4月分の控除は同社本社において控除していると思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和35年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が誤って昭和35年5月1日を資格取得日として届け、同年4月の厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成2年3月から同年8月までは41万円に、同年9月から3年1月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月1日から3年2月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与報酬額と相違していることが分かった。そのため、調査して申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成3年2月28日）より後の平成3年4月8日付けで、申立人を含む4名について標準報酬月額が減額訂正されており、申立人の場合、申立期間の標準報酬月額は、当初、2年3月から同年8月までは41万円、同年9月から3年1月までは53万円と記録されていたものが、20万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本では、申立人は申立期間に同社の取締役であったことが確認できるが、同社の監査役及び複数の従業員は、「申立人は、営業及び現場作業担当であり、社会保険の届出事務に関与していなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

また、A社の当時の経理担当役員は、「当該訂正処理当時、厚生年金保険料の未納があり、事業主が社会保険事務所から被保険者の標準報酬月額を引き下げる提案を受け、全取締役の標準報酬月額を減額し保険料に充当した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額

は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成2年3月から同年8月までは41万円、同年9月から3年1月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和34年7月25日、資格喪失日が39年10月1日とされ、当該期間のうち34年7月25日から同年8月1日までの期間及び39年9月25日から同年10月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を34年7月25日、資格喪失日を39年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額については、34年7月は1万8,000円、39年9月は3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年7月25日から同年8月1日まで
② 昭和39年9月25日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かり同社に相談した。同社は、年金事務所に訂正の届けを行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人の辞令簿から判断すると、申立人が同社及びグループ会社のB社C事業所に継続して勤務し（昭和34年7月25日にB社C事業所からA社に、39年10月1日にA社からB社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記のA社に係る辞令簿の報酬

額から、申立期間①は1万8,000円、申立期間②は3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りを認めており、事業主が昭和34年8月1日を資格取得日として、また、39年9月25日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る34年7月及び39年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C営業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和55年4月1日、資格喪失日が59年7月25日とされ、当該期間のうち同年6月25日から同年7月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社C営業所における資格喪失日を同年7月25日とし、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月25日から同年7月25日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かり同社に相談した。同社は、年金事務所に訂正の届けを行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和59年7月25日に同社C営業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和59年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りを認めており、事業主が昭和59年6月25日を資格喪

失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、＜保険料控除額に見合う標準賞与額＞（別添一覧表参照）とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額はそれぞれ訂正前の＜社会保険事務所（当時）の記録上の標準賞与額＞（別添一覧表参照）とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を＜保険料控除額に見合う標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

ねんきん定期便で確認したところ、A社に勤務していた申立期間の標準賞与額が、実際にもらった賞与の額と相違していた。これについては、事業主は誤りに気付き、平成22年1月に訂正の届出を行っているが、厚生年金保険の給付の額に反映されないとのことなので、給付されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初、＜社会保険事務所の記録上の標準賞与額＞（別添一覧表参照）と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年1月に＜保険料控除額に見合う標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた標準賞与額となっ

ている。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳から、申立人は、＜賞与支給日＞（別添一覧参照）に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、＜申立期間＞（別添一覧表参照）に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、＜保険料控除額に見合う標準賞与額＞（別添一覧参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	社会保険事務所の記 録上の標準賞与額	保険料控除額に見合う 標準賞与額
10936	男		昭和26年生		平成15年12月5日	668,000	1,014,000
					平成16年12月6日	668,000	1,046,000
					平成17年12月6日	613,000	1,269,000
10937	男		昭和33年生		平成15年12月5日	657,000	1,367,000
					平成16年12月6日	672,000	1,350,000
					平成17年12月6日	672,000	1,500,000
10938	男		昭和28年生		平成15年12月5日	623,000	1,027,000
					平成16年12月6日	623,000	1,157,000
					平成17年12月6日	615,000	1,198,000
10939	男		昭和31年生		平成15年12月5日	505,000	1,043,000
					平成16年12月6日	605,000	1,200,000
					平成17年12月6日	579,000	1,217,000
10940	男		昭和35年生		平成15年12月5日	682,000	1,500,000
					平成16年12月6日	688,000	1,500,000
					平成17年12月6日	688,000	1,500,000
10941	男		昭和30年生		平成16年12月6日	551,000	1,267,000
					平成17年12月6日	531,000	1,284,000
10942	男		昭和35年生		平成15年12月5日	589,000	1,039,000
					平成16年12月6日	589,000	1,159,000
					平成17年12月6日	564,000	704,000
10943	男		昭和37年生		平成16年12月6日	552,000	1,061,000
					平成17年12月6日	552,000	1,458,000
10944	男		昭和20年生		平成15年12月5日	633,000	1,016,000
					平成16年12月6日	633,000	1,047,000
					平成17年12月6日	580,000	669,000
10945	男		昭和32年生		平成15年12月5日	574,000	1,082,000
					平成16年12月6日	579,000	1,258,000
					平成17年12月6日	579,000	1,283,000
10946	男		昭和25年生		平成15年12月5日	632,000	1,115,000
					平成16年12月6日	696,000	1,353,000
					平成17年12月6日	639,000	1,500,000
10947	男		昭和20年生		平成15年12月5日	652,000	994,000
					平成16年12月6日	652,000	1,046,000
10948	男		昭和23年生		平成17年12月6日	610,000	867,000
10949	男		昭和36年生		平成15年12月5日	520,000	1,232,000
					平成16年12月6日	537,000	1,234,000
					平成17年12月6日	537,000	1,500,000

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	社会保険事務所の記 録上の標準賞与額	保険料控除額に見合う 標準賞与額
10950	男		昭和30年生		平成15年12月5日	560,000	1,295,000
					平成16年12月6日	621,000	1,254,000
					平成17年12月6日	621,000	1,500,000
10951	男		昭和23年生		平成15年12月5日	610,000	868,000
					平成16年12月6日	610,000	910,000
					平成17年12月6日	564,000	1,104,000
10952	男		昭和24年生		平成15年12月5日	537,000	978,000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月30日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。平成9年9月1日付けで関連会社であるB社に移籍したが、移籍後も勤務地と業務内容は変わらず、現在まで継続勤務しているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、平成9年4月1日から同年5月31日までA社に勤務し、同年6月1日から現在まで同社の関連会社であるB社に勤務していることが確認できる。

また、A社の元事業主は申立期間において厚生年金保険料を控除していた旨供述しており、申立人と同時に同社からB社に異動した同僚の給与明細書から申立期間において保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については、B社が平成9年9月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっていることがオンライン記録で確認でき、A社の元事業主は、申立人の資格喪失日を誤ったとしていることから、同年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が資格喪失日を平成9年8月30日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付すべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月26日から同年6月1日まで
C社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間については社名が変更になった話は聞いていたが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社からの回答書及び社内報から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社から子会社であるC社に異動）、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社では、「異動先であるC社は、申立人の異動日時点において厚生年金保険の適用となっておらず、昭和47年6月1日に同社が適用事業所となるまでの期間についての申立人の厚生年金保険被保険者資格は、A社で継続させることが妥当であった。」と回答していることから、A社における資格喪失日を昭和47年6月1日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における同年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して

行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年4月から5年9月までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を3年4月から同年6月までは26万円、同年7月から5年9月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から7年2月25日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が給与月額に見合う標準報酬月額より低いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成3年4月から5年9月までの期間について、オンライン記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、当初、3年4月から同年6月までは26万円、同年7月から5年3月までは32万円と記録されていたが、5年4月23日付けで3年7月1日の随時改定（32万円）、同年10月1日及び4年10月1日の定時決定（32万円）が取り消され、3年4月にさかのぼって8万円に減額訂正され、5年10月1日の定時決定まで継続していることが確認できる。

また、平成5年4月23日付けで、A社の事業主についても申立人と同様に、標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されたことが確認できる。

さらに、A社の経理担当者は、「当社では社会保険料の滞納があり、社会保険事務所から標準報酬月額をさかのぼって訂正することにより、未払金を解消する手立てがあるとの助言をもらった。」と供述している。

加えて、申立人は、A社において、「タレントのマネジメント担当として勤務した。」と供述しているところ、同社の商業登記簿謄本により、申立人は同社の役員になっていないことが確認でき、また、同社の事業主及び複数の従業員が、「申立人は社会保険事務に関与していなかった。」と供述して

いることから、申立人は当該減額訂正に関与していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月23日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考^そえ難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の3年4月から5年9月までの期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、3年4月から同年6月までは26万円、同年7月から5年9月までは32万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成5年10月から7年1月までの期間について、申立人の標準報酬月額は、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）で8万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立人から提出された平成5年10月から7年1月までの銀行の取引明細証明書によると、5年10月から6年12月まで、オンライン記録よりも高い給与が振り込まれていることが確認できるが、A社の事業主及び経理担当者が、「申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除については不明。」と供述しているため、5年10月から7年1月までの期間について、これらの者から、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、当該期間の給与明細書等を所持していないため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が平成5年10月から7年1月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成9年12月1日から10年10月1日までの期間及び同年12月1日から19年12月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を9年12月から10年9月までは19万円、同年12月から11年11月までは20万円、同年12月から12年11月までは24万円、同年12月から14年11月までは26万円、同年12月から15年3月までは28万円、同年4月から同年11月までは34万円、同年12月から17年8月までは30万円、同年9月から19年11月までは28万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から20年2月1日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与の支給総額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の一部期間の給与明細書及び一部期間の源泉徴収票を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成17年6月から同年11月まで、19年12月及び20年1月を除く期間について、申立人から提出された預金通帳の記録から、申立人の給与振込額が、各月においてオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

また、上記預金通帳の給与振込額及び申立期間当時のA社に勤務していた複数の同僚から提出された給与明細書により、同社では申立期間のほぼすべての期間で毎年1月に昇給していること、及び1年間は継続して毎月同額の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成11年12月から13年12月までの期間及び15年12月から19年11月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び給与所得の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額から判断すると、11年12月から12年11月までは24万円、同年12月から13年12月までは26万円、15年12月から17年8月までは30万円、同年9月から19年11月までは28万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成9年12月から10年9月までの期間及び同年12月から11年11月までの期間については、申立人は給与明細書及び給与所得の源泉徴収票を保管していないが、上記の複数の同僚から提出された給与明細書ではほとんどの期間においてオンライン記録を上回った標準報酬月額に見合う保険料が控除されていること、また、上記のとおり、A社では、毎年1月に昇給し、1年間、同額の厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、当該期間の標準報酬月額を9年12月から10年9月までは19万円、同年12月から11年11月までは20万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち平成14年1月から15年3月までの期間についても、申立人は給与明細書及び給与所得の源泉徴収票を保管していないが、上記のとおり、A社では、毎年1月に昇給し、1年間、同額の厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、14年1月から同年11月までの期間の標準報酬月額は26万円とすることが妥当である。

加えて、平成14年12月から15年3月までの期間の標準報酬月額についても、申立人は給与明細書及び給与所得の源泉徴収票を保管していないが、14年12月の給与振込額と比較して15年1月の給与振込額が増加していることから、昇給があったと考えられ、A社では、昇給と同時に、厚生年金保険料が改訂されていることが確認できることから、当該期間の標準報酬月額は、28万円とすることが妥当である。

また、平成15年4月から同年11月までの期間についても、申立人は給与明細書及び給与所得の源泉徴収票を保管していないが、上記同僚から提出された給与明細書により、同額の保険料が控除されていたと考えられるところ、同年4月からの保険料率変更に伴い、当該期間の標準報酬月額を34万円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、申立期間中に社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が、給与明細書及び源泉徴収票において確認できる標準報酬月額と長期間にわたり相違していることから、事業主は、給与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、平成8年6月から同年12月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額と申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が一致していること、9年1月から同年11月までの期間については、上記のとおり、A社では毎年1月に昇給し、1年間、毎月同額の厚生年金保険料が控除されていることが確認できること、当該期間における申立人の上記給与振込額は給与明細書のある同年1月分の給与振込額とほとんど変わっていないことから、申立人の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録は同額であると推認できるため、記録訂正は行わない。

また、申立期間のうち、平成8年4月及び同年5月については、申立人から提出された預金通帳の給与振込額が、上記給与明細書のある同年6月から同年12月分の給与支払額と同額であることが確認できることから、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録が同額であると推認できるため、記録の訂正は行わない。

さらに、申立期間のうち、平成10年10月及び同年11月については、上記同僚の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、申立人の標準報酬月額と当該期間のオンライン記録が同額であると推認できることから、記録の訂正は行わない。

なお、申立期間のうち、平成19年12月及び20年1月については、平成21年度の区民税・県民税賦課資料では、20年中の社会保険料が控除されていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんを行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社研究所における資格喪失日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年3月20日から同年4月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。異動はあったが同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支給明細書、雇用保険の加入記録及びA社から提出された従業員カードから、申立人が同社に継続して勤務し（昭和44年4月1日に同社研究所から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支給明細書において確認できる昭和44年3月の厚生年金保険料控除額から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額に係る記録を平成 19 年 7 月 28 日は〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）、同年 12 月 29 日は〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別紙一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成 19 年 7 月 28 日
② 平成 19 年 12 月 29 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払内訳明細書により、申立人は、平成 19 年 7 月 28 日及び同年 12 月 29 日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払内訳明細書における厚生年金保険料控除額から、平成 19 年 7 月 28 日は〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）、同年 12 月 29 日は〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
10967	男		昭和42年生		平成19年7月28日	60万円
					平成19年12月29日	70万円
10968	男		昭和49年生		平成19年7月28日	20万円
					平成19年12月29日	40万円
10969	男		昭和24年生		平成19年7月28日	20万円
					平成19年12月29日	70万円
10970	男		昭和47年生		平成19年7月28日	40万円
					平成19年12月29日	60万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和49年4月1日）及び資格取得日（昭和49年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から同年6月1日まで

A社B支店に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同支店には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社B支店において、昭和38年4月1日に被保険者資格を取得し、49年4月1日に被保険者資格を喪失後、同年6月1日に被保険者資格を再度取得しており、申立期間に係る被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録及びA社の勤務経歴に係る台帳により、申立人が申立期間においてA社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「申立人に係る勤務経歴の台帳によれば、申立期間において、作業現場を異動していないことから、業務内容や勤務形態に変更は無かったと思われる。厚生年金保険の被保険者期間が欠落している理由は不明であるが、申立期間も厚生年金保険料は継続して控除していたと思われる。」と回答している。

さらに、申立人から提出された昭和49年分の源泉徴収票に記載された社会保険料の金額から当時の保険料率を基に厚生年金保険料額を検証したところ、申立人の申立期間前後の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料額とほぼ一致することから、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における

昭和 49 年 3 月及び同年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、16 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれらを記録することは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失届及び取得届が事業主から提出され、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 49 年 4 月及び同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①の同社B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年10月11日に、申立期間②の同社C支店の資格取得日に係る記録を43年1月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万円、申立期間②の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月11日から40年3月1日まで
② 昭和43年1月1日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA社の人事経歴台帳から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和39年10月11日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和40年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及びA社の人事経歴台帳から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年1月1日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和43年5月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

3 なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間①及び②に係る申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務所における資格喪失日に係る記録を平成13年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年9月30日から同年10月1日まで

A事務所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所の回答及び申立人から提出された給与支払明細書により、申立人が申立期間にA事務所に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A事務所は平成13年9月30日に厚生年金保険の任意適用事業所でなくなっており、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

しかし、オンライン記録から、A事務所には、申立期間において従業員が2名勤務していたことが認められる上、任意適用事業所の脱退には被保険者の4分の3以上の同意が必要であるところ、申立人は同事務所から適用事業所の廃止に対し説明も無かった旨供述していることから、同事務所は申立期間についても厚生年金保険法に定める任意適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていないと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から同年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び平成9年分給与所得の源泉徴収票により、申立人がA社に平成9年4月1日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録におけるA社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和22年6月13日から同年10月1日までの期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店の資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和23年11月30日から同年12月1日までの期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店営業部の資格取得日に係る記録を同年11月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年6月13日から同年10月1日まで
② 昭和23年11月30日から同年12月1日まで

申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②については、A社からD社に出向していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社から提出された申立人の「職歴証明書」等から判断すると、申立人は、昭和22年6月13日にA社C支店からD社に出向し継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、D社に係る適用事業所名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和22年10月1日であることが確認でき、申立期

間①においては適用事業所でない。

一方、B社は、「出向者の給与は出向元であるA社が支払っており、申立期間①については、同社が厚生年金保険に加入させ、保険料を申立人から控除した。」と回答していることから、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記B社の回答から、申立人のA社C支店における資格喪失日を昭和22年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和22年5月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は保存していないものの、保険料を納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時) に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人の「職歴証明書」等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和23年11月30日にD社からA社本店営業部に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社本店営業部における昭和23年12月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、8,100円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は保存していないものの、保険料を納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店（現在は、A社C支店）における資格取得日は昭和48年4月1日、資格喪失日は50年4月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年4月から同年12月までは6万円、49年1月から同年7月までは6万8,000円、同年8月から50年3月までは11万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月1日から50年4月1日まで

A社B支店に入社した際の申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社C支店が保管する資料では昭和48年4月1日に資格を取得とされているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が保管する「人事個人票」及び「社会保険被保険者台帳」並びに国民健康保険組合の加入記録により、申立人が同社に申立期間を含め継続して勤務していたことが認められる。

また、A社C支店が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書では、社会保険事務所（当時）の受付印が押されており、申立人の同社B支店における資格取得日は、昭和48年4月1日と記録されていることが確認できる。

さらに、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証及び厚生年金保険手帳記号番号払出簿では、申立人のA社B支店における資格取得日は、昭和48年4月1日と記録されている。

しかしながら、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立人の記録は見当たらず、当該整理番号が欠落していることから、社会保険事務所における記録管理が適切でなかったことがうかがえる。

加えて、上記「人事個人票」において、申立人は、昭和50年4月1日にA社B支店から同社本社に異動していることが確認できるところ、同社本社に係る事業所別被保険者名簿により、同社B支店で取得した厚生年金保険手帳記号

番号と同じ記号番号で被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 48 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、50 年 4 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行っていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書から、昭和 48 年 4 月から同年 12 月までは 6 万円に、「社会保険被保険者台帳」から、49 年 1 月から同年 7 月までは 6 万 8,000 円に、同年 8 月から 50 年 3 月までは 11 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年10月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月27日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間については、関連会社間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険組合の加入記録及びB社から提出された「社員プロフィール」から判断すると、申立人は、C社及び関連会社のA社に継続して勤務し（昭和48年10月27日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月21日から同年7月21日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に受けていた給与に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社に係る申立期間の標準報酬月額は、当初、44万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年10月31日より後の4年12月17日付けで、申立人を含む4人の標準報酬月額が減額訂正処理されており、申立人の場合、3年1月21日にさかのぼって15万円に減額訂正処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額をさかのぼって減額訂正処理する合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和43年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月16日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間については、同社本社から同社C支社への異動はあったが、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された人事記録並びに「発令情報」から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和43年3月16日にA社本社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和43年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和30年3月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月23日から同年6月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の「仮採用通知書」及び「退職通知書」から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和30年3月23日にA社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和30年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 10 月 1 日まで
② 昭和 41 年 3 月 21 日から 43 年 12 月 21 日まで

申立期間当時は脱退手当金の制度を知らなかったので請求するはずはなく、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 43 年 12 月 21 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 13 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある者は 3 名であることを踏まえると、申立人を除く 2 名は、資格喪失日から 1 年以上後に支給決定されていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②の間に勤務した事業所の被保険者期間(昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 3 月 15 日まで)については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを申立人が失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である 2 回の被保険者期間は、同一番号で管理されているにもかかわらず、支給決定されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

加えて、申立人は脱退手当金が支給決定されたことになっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和37年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月31日から37年1月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和26年4月1日から36年12月31日まで継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書及びA社の複数の元従業員の供述から、申立人は、同社に昭和36年12月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年12月の給与明細書の保険料控除額から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る保険料を納付したと主張しているが、事業主が資格喪失日を昭和37年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを36年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年12月16日から4年10月1日までの期間に係る標準報酬月額について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成4年10月1日から5年9月1日までの期間に係る標準報酬月額について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月16日から5年9月1日まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年12月16日の被保険者資格取得時において、申立人が主張する41万円と記録されていたところ、4年3月3日付けで、資格取得時にさかのぼって9万8,000円に引き下げられ、同標準報酬月額は5年8月まで継続していることが確認できる。

また、A社の事業主及び複数の同僚についても、平成4年3月3日付けで、標準報酬月額の記録が遡及^{そきゅう}して引き下げられていることが確認できる。

さらに、当該訂正処理により標準報酬月額が38万円から9万8,000円に

減額されている同僚から提出された平成3年分所得税の確定申告書の社会保険料控除額は、3年10月から同年12月までの期間においては、訂正後の標準報酬月額（9万8,000円）に相当する厚生年金保険料よりも高額な保険料が控除されていることが確認できるとともに、また、当該同僚から併せて提出された4年9月から同年12月までの給与振込預金通帳の写しによると、同期間の給与振込額は、訂正前の標準報酬月額（38万円）に相当する給与額から当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除した額とほぼ近い金額であることが確認できる。

加えて、A社から提出された平成3年5月1日から4年4月30日までの決算報告書から、当時同社は赤字になっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成4年3月3日付けで行われた標準報酬月額^{せきぎゅう}の遡及訂正処理は事実^{せきぎゅう}に即したものと^{せきぎゅう}は考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の3年12月から4年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理^{せきぎゅう}を行った以降の最初の定時決定（平成4年10月1日）において、申立人の標準報酬月額が9万8,000円と記録されているところ、当該処理については、上記の遡及訂正処理^{せきぎゅう}と直接的な関係がうかがわれる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

- 2 申立期間のうち、平成4年10月から5年8月までの期間に係る標準報酬月額について、申立人から提出された平成5年分に係る所得税の確定申告書及び給与所得の源泉徴収票によると、同年の厚生年金保険料の控除額は、同年9月1日の随時改定後の標準報酬月額（44万円）に相当する保険料が控除されているものと認められるとともに、標準報酬月額が38万円から9万8,000円に減額されている同僚から提出された4年9月から同年11月までの給与振込額預金通帳の写しによって確認できる同期間の給与振込額は、訂正前の資格取得時の標準報酬月額（38万円）に相当する給与から当該標準報酬月額に基づく社会保険料額等を除いた金額とほぼ近い金額であることが確認できる。

また、A社は、昇給は通常5月1日付けで行っていることを踏まえると、平成5年1月から標準報酬月額（44万円）に相当する保険料の控除を始めたとは考え難く、定時決定の時期である前年10月からその標準報酬月額（44万円）に相当する保険料を控除されていたと認めることが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該厚生年金保険料額を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和36年10月20日）及び資格取得日（38年6月1日）を取り消し、申立人の標準報酬月額を36年10月から37年9月までは1万2,000円、同年10月から同年12月までは1万4,000円、38年1月から同年5月までは2万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月20日から38年6月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者の記録は、A社において昭和35年8月5日に資格を取得し、36年10月20日に資格を喪失後、38年6月1日に同社において再度資格を取得しており、36年10月20日から38年6月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚及び従業員の供述並びに申立人が提出した社員旅行の写真から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記同僚及び従業員は、申立期間における申立人の業務内容や雇用形態は、当該期間の前後の期間と変更は無かった旨供述している。

なお、B社に、申立人の申立期間における勤務状況や保険料控除、同社における厚生年金保険の取扱状況等について照会したが、回答が無く、確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて

いたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の申立人、同僚等の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和 36 年 10 月から 37 年 9 月までは 1 万 2,000 円、同年 10 月から同年 12 月までは 1 万 4,000 円、38 年 1 月から同年 5 月までは 2 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 10 月から 38 年 5 月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 11010

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和58年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月21日から同年4月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和58年3月21日に入社して勤務を開始し、給料明細により厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細で、昭和58年4月分の給与額が同年3月21日から1か月満額支給されていることが確認できる上、当該給料明細について、A社の当時の代表者は、申立人は、同社の給与の締め日の翌日から翌月の締め日まで勤務していたと考えられることから、58年3月21日から勤務を開始したと考えられ、申立人が提出した給料明細は、確かに同社で発行されたものであると思う旨の供述から判断すると、申立人は、同社に58年3月21日から継続して勤務していることが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人の同社における厚生年金保険の資格取得日が昭和58年4月21日と記録され、被保険者期間は同年4月及び同年5月の2か月間とされている。

これに対して、申立人は、A社に勤務していた申立期間に係る給料明細で、昭和58年4月から同年6月までの期間に支給された給与から、3か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、A社に係る上記被保険者名簿から申立期間当時同社に勤務していた従業員に照会し、7人から回答を得たが、そのうち申立人と同じ事務所に勤務していた4人の従業員が、申立人が提出した給料明細は、同社で発行されたもの

である旨供述しており、そのうちの一人は、給料明細で確認できる筆跡は、申立期間当時経理全般を担当していた同社の代表者のものに間違いのない旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した昭和 58 年 4 月分の給料明細から、15 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を昭和60年8月及び同年9月は41万円、同年10月から62年9月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月1日から62年10月31日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額となっていないので、申立期間の標準報酬月額を正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（昭和62年11月23日）の後の63年2月5日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初60年8月及び同年9月は41万円、同年10月から62年9月までは47万円と記録されていたものが、60年8月から62年9月までの標準報酬月額が6万8,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、申立期間当時、申立人はA社の取締役であったことが確認できるものの、代表取締役専務及び複数の同僚の供述から、申立人は営業担当の取締役であり、社会保険事務を行う権限を有していなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録から、申立人は、標準報酬月額の減額訂正が行われた昭和63年2月5日には、別の事業所で厚生年金保険の被保険者となることが確認できることから、申立人は標準報酬月額の訂正処理には関与していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理をさかのぼって行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期

間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、昭和 60 年 8 月及び同年 9 月は 41 万円、同年 10 月から 62 年 9 月までは 47 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から54年1月まで

私の母は、私が20歳になったころ、国民年金の加入手続をし、結婚するまでの国民年金保険料を納付してきてくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親は、申立人の年金手帳、保険料の納付額及び納付方法等についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、婚姻（昭和54年2月）後に年金手帳を母親から受け取ったと説明しているが、申立人の国民年金の手帳記号番号は、申立期間後約10年経過し、申立人が第3号被保険者となった後の63年3月に払い出されており、申立期間当時は未加入期間であるため保険料を納付することができない期間であること、当時申立人と同居していたとする長姉、次姉、弟は申立期間について国民年金に未加入又は保険料未納となっていることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7991

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から平成 2 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から平成 2 年 9 月まで

私は、結婚後に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、夫の分は口座振替で、私の分はかつて厚生年金保険加入期間も納付したことがあったので、納付書で金融機関に納付していた。申立期間の夫の保険料がおおむね納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付したとする金額は、申立期間当時の保険料額と大きく相違している。

また、オンライン記録により、申立人の昭和58年4月1日の資格取得及び平成2年10月1日の資格喪失の記録は、6年8月に、国民年金の被保険者期間として追加されたものであり、申立期間当時は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間であることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から6年5月までの期間、10年2月から同年4月までの期間、15年12月及び16年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年12月から6年5月まで
② 平成10年2月から同年4月まで
③ 平成15年12月及び16年1月

申立期間①及び②の国民年金保険料については、それぞれの期間の直後に勤務していた会社が納付してくれたはずである。申立期間③の保険料については、母が納付してくれたはずである。申立期間のいずれも未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②直後にそれぞれ勤務していた会社及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、当時の状況が不明である。

申立期間①については、申立人が当該期間直後に勤務していた会社から、当時の保険料の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるが、勤務先の会社が社員の未納の国民年金保険料を給与から天引きすることは通常考えられず、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間直後に勤務していた会社では、社員の国民年金保険料を給与から天引きする事務手続は行っていないとしている上、当該会社から資料提供を受けた申立人の平成10年から12年までの給与所得の源泉徴収票には国民年金保険料の控除に関する記載は認められない。また、オンライン記録により、申立人が当該期間直前に厚生年金保険の

被保険者資格を喪失した後、申立人に対して国民年金の加入勧奨が行われたものの、加入手続きがされていないことが確認できるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、当該期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、当該期間の保険料の納付状況、納付金額等に関する記憶が曖昧であり、オンライン記録により、申立期間②と同様、申立人が当該期間直前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、申立人に対して再度国民年金の加入勧奨が行われたものの、加入手続きがされていないことが確認できるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から56年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を金融機関からの口座振替により納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、金融機関からの口座振替で保険料を納付したと説明しているが、申立人が当時居住していた区では、昭和46年4月に納付書制度が実施されるまで印紙検認による納付方法を採用しており、口座振替による保険料納付が可能となったのは47年4月からであり、申立人は、印紙検認により保険料を納付した記憶が曖昧であること、納付したとする保険料額は、当時の保険料額と大きく相違すること、申立人が体調を崩したため、50年ごろから数年間申立人の世話をしていたとする姉は、申立人から国民年金の加入及び保険料の納付に関することを聞いたことはないとしていることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持している年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和56年9月に払い出されており、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人は、申立期間当時の国民年金手帳を所持していた記憶が曖昧であるなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月及び同年 11 月

私の申立期間の国民年金保険料は、私が 20 歳になったときに、祖母が加入手続をして納付してくれていたと聞いた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の祖母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする祖母から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、祖母から国民年金手帳を受け取った記憶は無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後約 4 年経過した第 3 号被保険者となった時期に払い出されており、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の父母は、申立期間の保険料が未納となっており、弟妹の手帳記号番号は、20 歳後 2、3 年経過した時期に払い出されており、20 歳後数年間は、弟は国民年金未加入及び保険料未納、妹は保険料未納となっていることなど、申立人の祖母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7999 (事案 2428 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から47年3月までの期間及び49年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から47年3月まで
② 昭和49年4月から同年9月まで

私が20歳のころに、母が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納めてくれていた。結婚した際には、未納期間が少しあったので、夫がさかのぼってその未納の部分を特例納付してくれた。また、申立期間②の保険料は、前後が納付済みとなっていることから、この部分だけ未納であるはずがない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和42年8月から43年11月までの期間及び44年7月から47年3月までの期間に係る申立については、申立人の夫が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の保険料を納付したとする夫は、保険料の納付時期、納付場所等に関する記憶が曖昧である上、納付したと主張する金額は、申立期間の保険料を第2回特例納付で納付した場合の金額と相違するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月8日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てでは、申立期間①については、昭和43年12月から44年6月までの期間が追加され、申立人は、20歳のころに申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納めてくれており、一部未納であった保険料は、結婚後に夫がさかのぼって特例納付してくれたと主張しているが、

申立人の国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料を納付したとする母親から、当時の納付状況等を聴取することができず、特例納付したとする夫は、納付場所、納付時期及び納付金額に関する記憶が曖昧であるため、当時の状況が不明である上、母親も、国民年金手帳の記号番号が50年6月に払い出されるまで国民年金に未加入であったことなど、母親及び夫が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、今回、新たに追加申立てされた申立期間②については、申立人又はその夫が保険料をすべて納付したはずであると主張しているが、戸籍の附票によると、申立人は49年5月の婚姻に伴い転居しているものの、国民年金手帳記号番号払出簿、転入先の区の転入者台帳整理カード及び索引簿によれば、申立人は、49年に不在者扱いとなった後、51年12月頃に国民年金に係る住所変更届を行っていることが確認できる。このため、不在者扱いされていた期間には、申立人に対して納付書は発行されていなかったと考えられ、国民年金に係る住所変更届が行われた時点では、既に第2回特例納付が終了していたため、特例納付することができなかったことなど、申立人又は夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらのことから、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8000

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から6年3月まで

私は、申立期間当時は学生だったため、母から「祖母が国民年金保険料を銀行や郵便局で納付してくれていた。」と聞いたことがある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の祖母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする祖母から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である上、申立人の母親は、祖母が申立人の保険料を納付していたことはなく、そのように申立人に言ったこともないと説明するなど、祖母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時に国民年金の年金手帳を所持していた記憶が無いと説明するなど、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8001

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から15年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から15年3月まで

私は、申立期間当時に区役所から送付された書類に必要事項を記載して返送し、国民年金保険料の免除申請を行った。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、平成12年1月に厚生年金保険の資格を喪失しており、申立期間の保険料の免除申請を行うためには、当該期間に係る国民年金の種別変更手続を行う必要があるものの、当該手続に関する記憶及び国民年金保険料免除申請承認通知書を受け取った記憶は無いと説明している。

また、オンライン記録においても、申立人が平成12年1月に厚生年金保険の資格を喪失したことに伴い、国民年金の加入勧奨が行われたものの、当該手続が行われなかったため、13年8月23日及び16年8月24日に未適用者一覧表が作成されていることが確認でき、当該期間は未加入期間であるため、制度上、保険料の免除を申請することができない期間であるなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 5 月の婚姻後に国民年金に加入して、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。夫が 58 年 7 月に厚生年金保険に加入した後は、私の保険料一人分を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付金額、納付時期、納付頻度等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人の所持する年金手帳には、被保険者でなくなった日として、申立期間当初の昭和 58 年 7 月 1 日が記載されており、申立期間が未加入期間であったことが確認でき、制度上、申立期間は保険料を納付することができない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8003

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から50年6月まで

私は、昭和41年6月に会社を退職した後国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和41年6月ごろに国民年金に加入したと説明するものの、加入手続の状況、交付を受けた国民年金手帳、申立期間に係る保険料の納付時期、納付金額、納付頻度及び納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間当時に申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8004

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 45 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 45 年 1 月まで
昭和 38 年 3 月ころ、住み込みで働いていた会社の社長が、私の国民年金の加入手続を行い、退職する 45 年 1 月まで私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に勤務していた会社の社長が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い保険料を納付していたとする社長から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の具体的な状況が不明であるなど、勤務先の社長が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は申立期間当時に国民年金手帳を所持していた記憶が無く、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8009

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から56年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から56年11月まで

私は、国民年金の加入手続の記憶は定かでないが、申立期間の国民年金保険料は納付書により金融機関で納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付額、納付頻度等の納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間当初に自身の年金手帳を受け取った記憶が無く、申立人が現在所持している手帳以外の記憶は無いと説明しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和60年12月に払い出されており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8010

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 41 年 3 月まで
私の父は、私が大学生のときに、将来のためにと国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の加入手続等の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立人が大学生のときに父親が国民年金に加入し、保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 41 年 11 月に払い出されており、申立人は父親から保険料をさかのぼって納付したことがあると聞いたことがないと説明しているほか、申立人の手帳記号番号と連番で払い出されている申立人の弟も加入当初の期間の保険料が未納となっているなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8011

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から51年12月まで

私は、婚姻後の昭和41年2月に、妻に勧められて国民年金に加入した。私の妻は、加入前の私の国民年金保険料として約5万円を2、3回に分けて納付し、加入後の保険料は妻の分と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその妻は昭和41年2月に、「それまで国民年金に加入していなかった人も保険料を納付できる時期」として、申立人が国民年金の加入手続を行い、妻が保険料を納付したと説明しているが、45年7月以降に3度実施された特例納付の実施期間とは相違しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は54年2月ごろに払い出され、当該払い出し時点で実施されていた第3回特例納付により申立期間前の36年4月から41年1月までの保険料を納付していることが確認できるなど、国民年金の加入手続の時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、妻が加入前の保険料として約5万円を2、3回に分けて納付したと説明しているが、納付額は、昭和41年2月時点で36年4月から41年1月までの保険料を当時の保険料額で納付した場合の納付額、上記手帳記号番号が払い出された54年2月時点で、申立期間の保険料を第3回特例納付により納付した場合の納付額とも相違しているなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8015

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、婚姻するまで、国民年金保険料をすべて納めてきた。婚姻後も義母に勧められ国民年金に任意加入し、保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の付理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の所持する年金手帳により、申立人は昭和57年10月21日に任意加入して国民年金の被保険者資格を取得した後、申立期間当初の58年4月26日に資格を喪失したことが確認できる上、任意加入適用期間である申立期間は、資格喪失したことにより未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない期間であり、申立人に任意加入を勧めたとする申立人の義母も当該期間は国民年金に未加入であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8016

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から同年10月まで

私は、20歳になって少し経ったころ、父から国民年金に加入するように言われたため、すぐに区役所の出張所で加入手続を行い、国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金に加入した際、さかのぼって納付した金額に関する記憶が曖昧であり、申立人の父親は、申立人が当該加入当時に2年間さかのぼって保険料を納付したことを記憶しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成5年11月以降に払い出されていることが確認でき、当該払出し時点から過年度納付することが可能である申立期間直後の平成3年11月以降の保険料をさかのぼって納付したものと推察されるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から4年1月までの期間及び4年11月から8年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年9月から4年1月まで
② 平成4年11月から8年2月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。平成7年7月に両親と別居した後は私が保険料を納付した。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び申立期間②のうち平成4年11月から7年6月までの期間については、申立人の父親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料納付をしてくれたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、3年4月に払い出され、同年5月25日に免除申請を行ったことが確認でき、その後申立人は3年7月及び8月、4年2月から同年10月までの2回にわたって厚生年金保険適用事業所に就職していることから、当該期間の保険料を納付するためには、退職後に国民年金の再加入手続きを行う必要があるが、申立人には父親から再加入手続きを行ったことを聞いた記憶は無く、当該期間は未加入期間とされており、保険料を納付することができないなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②のうち申立人が両親と別居した平成7年7月から8年2月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は再加入の手續、

住所変更手続、納付方法及び納付金額に関する記憶が曖昧である上、当該期間は未加入期間とされており、保険料を納付できないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8022 (事案 1526 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 12 月から 40 年 3 月までの期間、47 年 4 月から 48 年 3 月までの期間及び平成 8 年 1 月から 9 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 12 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで
③ 平成 8 年 1 月から 9 年 1 月まで

私の申立期間①の国民年金保険料については、私の父が納付してくれていた。申立期間②及び③については、私が区役所で保険料を納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

前回申立後、20 歳直前の時期に、父から、私の保険料を納めておくと言われたことを思い出したので、改めて審議をしていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況に関する記憶が不明確であること、また、申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出されている申立人の母親も当該期間の保険料は未納であること、申立期間②及び③については、納付額などの納付状況に関する申立人の記憶が曖昧である上、申立期間②については、申立人の前妻も未納であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から新たな関連資料、参考情報等の提出は無く、申立人は、昭和 39 年*月の 20 歳になる直前、父親から、私の保険料

を納めておくと言われたと説明しているが、その内容は申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせるものではなく、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭41年1月から51年12月まで

私の夫は、私の国民年金の加入手続を行い、未納期間の保険料を特例納付によりすべて納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は第3回特例納付実施期間中の昭和54年10月に払い出されているが、申立人の未納期間の保険料をすべて特例納付したとする夫は、特例納付した金額の記憶が無い。

また、申立期間直前の昭和39年6月から40年12月までの期間は、平成16年2月に申立人の厚生年金保険の記録が追加されたことにより未納から厚生年金保険被保険者期間に訂正された期間であるが、当該期間の保険料が還付された記録は無いこと、特例納付を行ったとする上記手帳記号番号払出時点では、申立人の20歳時の39年*月から51年12月までは未納期間であったが、夫は特例納付により保険料を納付した期間についての記憶も曖昧であることなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から平成 6 年 5 月までの期間及び 6 年 7 月から 7 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から平成 6 年 5 月まで
② 平成 6 年 7 月から 7 年 1 月まで

私の夫は、昭和 57 年 4 月から平成 14 年 3 月まで申請免除を受けており、申立期間①及び②の期間に私の申請免除の手続も行ってきていたはずである。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、当時居住していた区において平成 7 年 9 月 7 日に作成された申立人の国民年金索引票には「9/6 本人要高齢任意加入本人了承済」と記載されており、同年 9 月 6 日時点で、申立人は 60 歳到達時まで保険料を納付したとしても、国民年金の受給資格期間を満たさないことから、申立人は区から受給資格期間を満たすためには、60 歳以降に任意加入し、保険料を納付することが必要である旨を教示され、申立人はこれを了承していることが確認でき、申立期間が受給資格期間に反映される申請免除期間ではなかったことがうかがえるなど、申立人の夫が申立期間に申請免除の手続を行っていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月

私は、平成2年3月15日に会社を退職したときに、会社の担当者から、次の就職が4月以降になると年金の被保険者期間に空白が生ずるので国民年金に加入した方がいいと教えられ、市役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、会社を退職後、会社が所在する市で国民年金の加入手続をしたと説明しているが、当時、申立人は実家が所在する町で住民登録をしており、会社所在地の市では国民年金の加入手続はできなかったと考えられる上、保険料額及び納付場所等の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成5年12月時点で、申立人は保険料をさかのぼって納付していないと説明していること、申立人は、当該払出時期に受け取った年金手帳のほかに手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年3月から13年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月から13年4月まで

私は、60歳になった平成11年*月、会社を定年退職して国民年金に任意加入し、付加保険料を含め国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続をした時期等の記憶が曖昧であり、オンライン記録では、申立人は平成13年5月31日に国民年金に任意加入しており、申立期間は任意加入前の未加入期間となり、保険料を納付することができない期間であること、申立人の妻も、60歳到達後の13年5月31日に国民年金に任意加入していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月から平成 3 年 3 月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、私が学生であった期間の国民年金保険料を父の名義の預金口座振替で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成 6 年 5 月ごろに払い出されており、申立期間は申立人が学生であった任意適用期間であるため、さかのぼって加入することはできず、申立人が所持している年金手帳にも、国民年金の被保険者資格取得日が「平成 6 年 4 月 1 日」と記載されている。

また、申立人は当該年金手帳の他に手帳を所持していた記憶が無く、加入手続き及び保険料の納付をしたとする両親も申立人の他の手帳を所持していた記憶が曖昧であること、申立人の姉妹も学生が任意適用であった期間は未加入であることなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、20 歳になった当時、住み込みで働いていた理容店の店主が国民年金保険料を納付してくれていたとその店主から聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人が住み込みで働いていた理容店の店主が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする店主から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該理容店の所在地とは別の区で払い出されており、当該別の区で手帳記号番号が連番で払い出され、当該理容店の前の店で一緒に働いていた元同僚は申立期間の自身の保険料が未納であること、申立人の払出簿には当該理容店の所在地への台帳移管が申立期間後の昭和 40 年 11 月 26 日に行われていることが記載されており、当該理容店では申立期間の保険料を納付することができなかったと考えられることなど、申立人及び申立人が住み込みで働いていた理容店の店主が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 6 月から同年 9 月までの期間、57 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 6 月から同年 9 月まで
② 昭和 57 年 2 月及び同年 3 月

私の母は、私が会社を退職した直後の昭和 56 年 6 月ころに私の国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間①は未加入で保険料が未納とされており、申立期間②は保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、会社を退職した時（昭和 56 年 6 月）に母親が国民年金の加入手続をしてきて、加入後の保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 57 年 1 月に払い出されており、申立期間①については、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳により、資格取得日が 56 年 10 月 30 日とされており、当該期間は未加入期間であることから、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間②については、当該期間直前の昭和 56 年 10 月から 57 年 1 月までの 4 か月分の保険料は、58 年 2 月に、厚生年金保険に加入していた期間について納付された 57 年 6 月から同年 9 月までの 4 か月分の保険料が充当されたものであり、この充当について、当時居住していた区では 3

か月ごとの納付書を発行しており、申立期間②の2か月分の保険料はこの充当時点で既に納付済みであったと考えるよりは、むしろ充当期間を含めた56年10月から57年3月までの保険料が未納であって、先に経過した4か月分の保険料について充当が行われたと考えるのが自然であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から平成元年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から平成元年 6 月まで

私の国民年金保険料は、結婚した昭和 57 年ごろから納付書が送られてきたので、夫が夫婦二人分を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の夫は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人の夫は、昭和 57 年ごろに申立人の年金手帳が納付書とともに同封されて送られてきたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成 3 年 7 月ごろに払い出されており、申立人が所持する年金手帳にも「平成」が印字されていること、申立人の夫は、当該年金手帳以外の年金手帳を所持していたことはないと説明しており、申立期間当時、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8035 (事案 5722 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から42年3月までの期間及び42年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から42年3月まで
② 昭和42年10月から50年3月まで

私の母は、申立期間①及び②の初めの期間の国民年金保険料を納付してくれた。また、申立期間②の途中からは、私が保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧^{あいまい}であること、申立人は、申立期間①及び申立期間②の初めの期間の保険料は印紙検認により納付したと説明するが、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立期間①の直前の欄及び申立期間①と②の間の欄には、検認印が押されているものの、申立期間①及び申立期間②の欄には、検認印が押されていない上、申立人は、当該期間の保険料の納付方法に関する記憶が曖昧^{あいまい}であること、申立人は申立期間②に関して、印紙検認による納付方法から納付書による納付方法に変更した時期を憶^{おぼ}えていないと説明していることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年10月7日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対して申立人は申立人の母親が申立期間①及び申立期間②の当初の保険料を納付していたと主張するが、これは当該期間の保険料を納付していたことを推認させるまでの事情では無く、委員会の当初の決定を変更すべき

新たな事情とは認められない。

また、申立人は、当委員会での口頭意見陳述において、申立期間②の保険料は母親が納付してくれていたと主張するが、当該期間中は国民年金手帳を自ら所持していたと説明しており、申立人が当時居住していた区では、当該期間の前半は、保険料の納付は国民年金手帳に印紙を貼付^{ちようふ}して検認印を受ける方式であったため、申立人の国民年金手帳を所持していなかった母親が当該期間の保険料を納付することはできなかったと考えられるなど、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から51年3月まで

私は申立期間当時、区役所から今までの国民年金保険料の未納期間を指摘され、2年さかのぼって保険料を納付することができると聞き、郵便局で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人がさかのぼって納付したとする時点が不明であるため、納付したとする2年の納付期間を特定することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から48年3月まで

私は、昭和42年4月から48年3月までの国民年金保険料の領収証書を所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年4月から44年3月までの期間、44年4月から46年3月までの期間及び46年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料を、それぞれ50年10月29日、同年11月28日及び同年12月25日に納付したことを示す領収証書を所持しており、領収証書の納付日、納付金額から第2回特例納付により納付していることが確認できる。

また、昭和50年11月11日付けの附則18条リストには、昭和36年度及び37年度の保険料として収納した旨の記載があることから、最初の昭和42年4月から44年3月までの特例納付分は、前詰めして収納されたものと推察される上、申立人は45年1月から同年6月まで厚生年金保険の被保険者であるため、当該期間の国民年金保険料が特例納付された場合は、保険料相当額を還付することになるが、還付記録は見当たらない。

さらに、前述の昭和42年4月から48年3月までの6年分の納付済期間は、オンライン記録において納付済みとされている36年4月から42年3月までの6年分に相当することから、特例納付された保険料はすべて前詰めして収納されたものと考えられ、申立人は、当該領収証書のほかに50年10月29日に収納されている48年7月から50年3月までの保険料の領収証書を所持しているが、これは48年7月から60歳到達の前月までの納付月数が230か月であったものを第2回特例納付で72か月を納付することにより302か月として受給資格を得るために特例納付したものと推察される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から45年11月までの期間、48年4月及び同年5月並びに48年12月から49年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月から45年11月まで
② 昭和48年4月及び同年5月
③ 昭和48年12月から49年6月まで

私は、母に勧められて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を市役所や郵便局で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続をした時期及び保険料の納付額についての記憶が曖昧である。

また、申立期間①については、当該期間の保険料の納付方法は印紙検認方式であったが、申立人は印紙検認に関する記憶が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年6月時点は、第1回特例納付実施期間であったものの、申立人はさかのぼって保険料を納付した憶えは無いと説明している上、申立期間当時において、申立人が国民年金に加入した記録は無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②及び③については、申立人が所持する国民年金手帳によると、昭和50年9月1日の資格取得日が二重線で消され、さかのぼって申立期間②と申立期間③の間の厚生年金保険加入期間に関連する国民年金の資格取得及び資格喪失記録が追加されていることから、少なくとも同年9月1日の資格取得日が訂正されるまで、当該申立期間は未納期間であったもの

と推察される上、申立人は、申立期間③直前の 48 年 12 月に厚生年金保険資格を喪失した後に国民年金の加入手続を行った記憶が無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 8 月から 54 年 2 月までの期間及び 57 年 1 月から 58 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 8 月から 54 年 2 月まで
② 昭和 57 年 1 月から 58 年 7 月まで

私は、昭和 53 年 8 月に退職した会社から、再就職するまでは国民健康保険と国民年金に加入しなければいけないと聞いたので、退職するたびに、国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び申立期間の保険料額等の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 62 年 4 月に払い出されており、オンライン記録によると同年 5 月に申立期間前後の厚生年金保険期間の記録が追加されたことにより、申立期間は、いずれも未加入期間から未納期間に変更されたものであり、申立期間当時は、制度上、保険料を納付することができない期間であったことなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から46年2月まで

私の母は、私が大学生のときに私の国民年金の加入手続を行い、学生時代の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間当時に国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出され、当時申立人と同居していた次兄夫婦は、申立期間は国民年金に未加入又は保険料が未納であり、同様に手帳記号番号が連番で払い出され、当時同居していた姉は、昭和45年12月に厚生年金保険に加入するまでの申立期間の保険料は未納であること、申立人の両親は、36年4月から46年3月までの保険料を特例納付により納付していることが特殊台帳から確認でき、申立期間当時は未納であったことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8045

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から 50 年 3 月まで
私の母は、私が 20 歳になった昭和 45 年*月ごろに国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当初に交付されたとする国民年金手帳を見た^{おぼ}えはなく、母親から受け取った記憶も無いとしていること、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 50 年 9 月ごろに払い出されており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年3月から41年3月まで

私の父は、私が20歳になったところに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、20歳になった昭和40年*月ごろに父親が国民年金の加入手続をしてくれたはずであるとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の41年5月ごろに払い出されており、申立人は、父親から渡されたとする「昭和41年9月8日発行」と記載された手帳を所持し、それ以前に発行された手帳を受け取っていないとしていること、手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている兄も申立期間の保険料は未納であり、申立人と同様に申立期間直後の41年4月から保険料が納付済みとなっていること、申立期間当時に申立人に、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から44年6月までの期間及び44年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から44年6月まで
② 昭和44年8月及び同年9月

私の妻は、私が厚生年金保険に任意加入し、被保険者期間が20年に達した直後の昭和41年4月に国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の妻は、国民年金の加入手続を社会保険事務所(当時)で行い、申立期間の保険料を納付書で納付したと説明しているが、申立期間当時に社会保険事務所で国民年金の加入手続を行うことはできず、また、当時居住していた区における保険料の納付方法は印紙検認方式であったこと、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を平成元年 4 月まで納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、当時の状況が不明であり、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親は、国民年金の加入手続、保険料の納付状況についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は短大を卒業した後の昭和 61 年 4 月ごろに払い出されているものの、その後の保険料は、63 年 10 月に 61 年 7 月から 63 年 3 月までの期間が過年度納付されており、その時点まで保険料は納付されていないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から同年 6 月までの期間、55 年 8 月から 56 年 3 月までの期間及び 56 年 12 月から 58 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 55 年 8 月から 56 年 3 月まで
③ 昭和 56 年 12 月から 58 年 6 月まで

私は、結婚した昭和 54 年ころから、申請免除した期間を除き、夫婦二人分の国年金保険料を 1 か月から 3 か月に 1 度、区出張所又は金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付したとする保険料額が実際の保険料額と相違しており、申立期間当時の保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が保険料を一緒に納付していたとする元夫も、厚生年金保険の加入期間である申立期間①を除き、申立期間②及び③の保険料が未納であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から平成 8 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から平成 8 年 11 月まで

私は、以前勤務していた会社を退職後、その会社の経理を担当していた社員に国民年金の加入手続をしてもらい、その後は自分で国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は以前勤務していた会社の経理を担当していた社員が加入手続をしてくれたと主張しているが、申立人は厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳、平成 10 年 12 月発行の基礎年金番号が記載された手帳を所持しているものの、申立期間当時に国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人は別の手帳を所持した記憶も無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が主張する集金による保険料の納付方法は、当時居住していた区では昭和 45 年 4 月に納付書制度に移行したことに伴い終了させているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から48年3月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、私が実家に来ていた集金人に国民年金保険料を3か月ごとに納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続をしたとする父親から手続状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、集金人による徴収、印紙検認による納付など保険料の納付状況を具体的に記憶しているものの、納付していた保険料が自身の保険料であったか、父親の保険料であったかの記憶が曖昧であること、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和52年12月に払い出されており、申立人は、30歳のころに父親から納付書を渡され、それ以降、自身の保険料を納付書により納付したと説明していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から41年3月まで

私は、昭和40年6月に結婚した直後に国民年金に加入し、私の妻が夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び申立期間を含め夫婦二人の保険料を納付していたとする妻は、保険料の納付方法、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧であり、妻も申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月 20 日から 42 年 9 月 6 日まで
② 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 1 月 23 日まで

平成 21 年 4 月ごろに、厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間以前に勤務していたA社では脱退手当金を受け取った覚えはあるが、申立期間②を退職後は、夫の会社で厚生年金保険に加入することは分かっていたので、申立期間については、脱退手当金を受給していない。申立期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、オンライン記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっているA社の被保険者期間の脱退手当金を申立期間①以前に受給したと主張しているが、申立期間①以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給したことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の申立期間に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、オンライン記録上、申立期間②後に申立期間とA社の被保険者期間を基礎として脱退手当金が支給されており、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和44年4月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月 6 日から 39 年 8 月 11 日まで
平成 7 年ごろに、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、申立期間の事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 8 月 11 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 44 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、40 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、39 名が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち 2 名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 39 年 9 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 35 年 2 月 10 日まで
平成 21 年 11 月に、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金を受給していないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 2 月 10 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 10 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、7 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ昭和 35 年 3 月 2 日に回答したことが記録されている上、申立人の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかが

わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 10 月 16 日から 32 年 8 月 31 日まで
② 昭和 33 年 2 月 18 日から同年 12 月 12 日まで
③ 昭和 33 年 12 月 12 日から 35 年 9 月 21 日まで

ねんきん特別便が届き、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間①及び③について、脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間③の事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

また、申立期間①及び③の申立てをしたところ、第三者委員会から年金記録の確認を求められ、申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無いことを知ったが、昭和 32 年 11 月 30 日から引き続き A 社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び③については、申立人は脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和 35 年 12 月 14 日の直前の同年 10 月 20 日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立人の当該期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年

金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は引き続きA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、昭和45年10月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②の前後に被保険者であり、連絡先が確認できた従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している3名の従業員は、「当該期間に申立人が勤務していたかは不明。」と供述している上、申立人が記憶している同僚4名に照会したところ、回答のあった2名の従業員は、「申立人のことは記憶に無い。」と供述している。

また、上記被保険者名簿において、申立人と同時期に被保険者資格を喪失し、再度資格を取得している者が34名確認でき、そのうち複数の従業員は、「季節労働者が多く、従業員数に変動がある会社だった。」「実際に勤務していた期間と厚生年金保険の加入記録は一致している。」と供述している。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 11 日から 37 年 12 月 26 日まで
年金問題が騒がれるようになり、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間の事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、制度も知らなかった。受給していないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 38 年 7 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10886 (事案 2725、6475 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 25 日から 36 年 1 月 31 日まで
第三者委員会の審議結果に納得ができなかったため、再申立てを行ったが、平成 22 年 2 月 3 日付けで通知が届き、自分の申立ては認められなかった。
しかし、脱退手当金を受給していないので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間に係る事業所は、申立期間当時、脱退手当金の代理請求を行っていたと説明している上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 1 月 31 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 5 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、4 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 36 年 4 月 3 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないこと、iii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 7 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、脱退手当金を受給していないので、審議内容に納得できないと再度、申立期間の申立てを行ったところであるが、新たな資料や情報が得られず、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、これについても既に当委員会の決定に基づき平成22年2月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は再度の審議結果に納得できないとし、申立てを行っているが、新たな資料や情報が得られず、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10889 (事案 1040 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②及び③について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月1日から43年2月1日まで
② 平成10年2月13日から14年4月1日まで
③ 平成15年2月13日から21年10月6日まで

A社に勤務した申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立内容の確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、上記通知に納得できないため、新たな資料や情報は無いが、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、A社に勤務していた申立期間②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、A社の厚生年金保険の適用年月日は昭和43年2月1日であり、同社の事業所別被保険者名簿によると、同日付けで申立人を含む11人の資格取得が記録され、健康保険被保険者証の整理番号は申立人を*番として連番で付されていることが確認でき、また、オンライン記録から申立期間①を含み国民年金保険料の納付記録が確認できること等から、平成20年12月10日付けで既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、上記通知に納得できず、事業主として昭和42年4月1日から厚生年金保険の適用事業所となる手続きを行い、同日付けで被保

険者資格を取得していると主張しているが、当委員会で再度確認した結果、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を給与から控除されていたものと認めることはできない。

- 2 申立期間②及び③に係る申立てについては、申立期間②当時の厚生年金保険法では、被保険者となり得るのは 65 歳未満の者であったこと、申立期間③当時の厚生年金保険法では、被保険者となり得るのは 70 歳未満の者であることから、申立人は申立期間②及び③において厚生年金保険被保険者とはなり得ず、当該期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10890 (事案 3963 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 23 日から 43 年 1 月 20 日まで
② 昭和 43 年 12 月 8 日から 45 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 45 年 11 月 2 日から 46 年 6 月 20 日まで

A社に勤務していた申立期間①、②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立内容を確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、勤務していたことは確かであり、判断に納得できないため、新たな資料や情報は無いが、各申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③に係る申立てについては、A社は当時の従業員台帳等の資料を保管しておらず、申立人の勤務等について不明であること、同社は厚生年金保険及び厚生年金基金への届出用紙について、複写式の様式を使用しており、双方の記録が一致していること、当時の従業員の勤務形態について、正社員、短時間労働者及び臨時雇用があり、正社員のみ厚生年金保険に加入させていたが、正社員でも本人の意思で加入していない場合があったこと等から各申立期間について、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 9 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、上記通知に納得できず、各申立期間に勤務をしていたことは確かであり、厚生年金保険料は控除されていたと主張しているが、当委員会で再度確認した結果、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の①、②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月 1 日から 32 年 4 月 1 日まで
② 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。古いことで給与証明書や当該事実を証明するものはすべて処分し、書類は何も残っていないが、働いていたことは事実であるので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①において、A社に勤務していたと申し立てているところ、「C社の事業部門をA社と呼んでいた。」という従業員の証言及びC社に係る商業登記簿謄本の本店所在地と申立人の記憶する所在地が符合することから、申立人が勤務していた事業所はC社であることが特定できる。

しかしながら、C社は、事業部門は昭和 40 年代に廃業していることから当時の資料は無く、また、当時の代表者は死亡しているため、同社における申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

さらに、同時期に勤務していた従業員 11 名に照会したが、申立人を記憶している者はいなかったことから、C社における申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立人は、申立期間②において、B社に勤務していたと申し立てているところ、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている所在

地と申立人の記憶する所在地が符合することから、申立人が勤務していた事業所は同社であることが特定できる。

しかしながら、D社は昭和30年8月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録は確認できない。

また、D社の元従業員は、「同社は昭和30年8月にE社に吸収合併された。」と供述しているところ、E社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録は確認できない。

なお、E社に係る事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は無い。

さらに、D社の代表者は既に死亡しており、また、同時期に勤務していた従業員9名に照会したが、申立人を記憶している者はいなかったことから、同社における申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は健康保険被保険者証の番号順に記録されており欠落は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 9 月 1 日から 13 年 8 月 31 日まで

A社の代表取締役として勤務した申立期間の標準報酬月額が、給与の報酬月額に相当する標準報酬月額と相違している。社会保険料の支払が困難になり、社会保険事務所（当時）へ出向き、脱退の手続をとったが、標準報酬月額を下げる届出は行っていないし、知らなかった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 12 年 9 月は 59 万円、同年 10 月から 13 年 7 月までは 62 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 13 年 8 月 31 日）より後の同年 9 月 20 日付けで 12 年 9 月は 9 万 2,000 円、同年 10 月から 13 年 7 月までは 9 万 8,000 円にさかのぼって減額訂正が行われていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険料の滞納に伴い健康保険及び厚生年金保険の適用事業所からの脱退手続は行ったが、標準報酬月額を引き下げる話も知らず、同様の届出をしたこともないと主張している。

なお、社会保険関係の手続を任されていた税理士及びA社の経理担当者は「代表者印を預かることはない。」と供述している。

また、上記経理担当者は、申立人が社会保険事務所から呼び出しを受けた後、「社会保険料の支払ができないのであれば、さかのぼって標準報酬月額を引き下げ、社会保険をやめるよう言われた。」と申立人が言っているのを聞いたと

供述していることから、申立人は当該訂正処理に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月から24年12月まで

A社(現在は、B社)に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社の現在の人事担当者は、正社員であれば、会社作成の被保険者名簿に記載されて、人事記録も残っているが、申立人は、これらの記録が無いことから正社員ではなく、正社員でなければ厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険料を給与から控除されることはないと供述している。

また、申立人が記憶している同僚のうち、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、記載が無い者が複数名いることが確認できる。

さらに、A社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者であった従業員12名に照会したところ、申立人を記憶している者もあったが、申立人の勤務状況や同社における厚生年金保険の加入状況について供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 16 日から 38 年 1 月 28 日まで
厚生年金保険の記録では、A社B出張所に勤務した申立期間の記録が無い。給与明細書等の厚生年金保険料の控除について確認できる資料は無いが、勤務していたことは間違いないので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社B出張所で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できるA社B出張所及び同出張所鉄工場で勤務していた複数の従業員に照会したところ、申立期間において申立人が同出張所に勤務していたことを記憶している者はおらず、申立人の申立期間における同出張所での勤務実態を確認することができない。

また、申立期間においてA社B出張所に勤務していた複数の従業員について確認したところ、入社日から厚生年金保険の被保険者資格取得日まで、1年から1年6か月の空白期間が存在しており、同社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

さらに、上記の者のうち、申立人と同様の鉄工関係の業務に従事していた従業員の1人は、厚生年金保険に加入するまでは、国民健康保険組合の第二種組合員として医療保険のみの加入であったとしている。

加えて、当時のA社B出張所における社会保険事務担当者は既に死亡しており、同社も当時の資料を保管していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、申立人が厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 10 月 1 日まで
② 平成 14 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

オンライン記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が前後の期間より少なくなっているが、自分が代表取締役として給料を決めており、低くなるはずがないので訂正してほしい。

また、申立期間②については継続して勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社における当該期間の標準報酬月額が、当時、受け取っていたはずの賃金額より低額であると申し立てている。

しかし、当時、社会保険の事務手続をした従業員は、「それまでの担当者が病気で倒れてしまい、定時決定の手続が遅れていたため、自分がピンチヒッターで当該手続を行った。その時、報酬月額に交通費を算入しなかったため、前年度より標準報酬月額が低くなったと思う。」としている。

また、A社の代表取締役であった申立人は当該期間に係る給与明細書等を保管しておらず、申立人の当該期間の厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

さらに、A社が加入していたB社健康保険組合の記録では、平成 10 年 10 月の標準報酬月額は、47 万円となっており、厚生年金保険の記録と一致していることから、同社は、社会保険事務所（当時）に記録どおりの届出を行ったものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、雇用保険の加入記録から、申立人は当該期間においてA社で勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間当時の厚生年金保険法第9条では、「適用事業所に使用される65歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。」とされており、申立人は平成14年*月*日に65歳に到達したため資格喪失している。しかし、同法同条は、「適用事業所に使用される70歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。」と平成12年に改正（14年4月施行）されたことに伴い、14年4月1日に申立人は、厚生年金保険被保険者資格を再取得したものであると考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 11 月 1 日から 27 年 6 月 30 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚及びA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員の供述並びに申立人による同社に勤務していた当時の状況についての具体的な供述から判断すると、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、上記の同僚及び従業員の二人は、いずれも当時の給与明細書等を保管していないため、申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、上記被保険者名簿等の記録では、A社は昭和 25 年 3 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため、申立期間のうち同日以降は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、同社の当時の代表者であった申立人の父は、既に死亡しているため供述が得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、申立人及び上記従業員がA社において当時一緒に勤務していたと供述している別の従業員及び申立人の複数の親族については、上記被保険者名簿を確認したものの氏名が記載されておらず、このことから同社では、申立期間当時、勤務していた従業員すべてを厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

なお、上記別の従業員及び申立人の複数の親族は、いずれも既に死亡しているため供述が得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人及び上記同僚は、当時、A社が従業員10人程度の事業所であった旨供述しているところ、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた場合には、社会保険事務所（当時）からの毎月の納入告知額と、従業員の給与からの控除保険料額及び事業主負担の保険料額の合計額とが合致しないことに気付くはずであり、このような事態に気付きながら、同社の当時の代表者であった申立人の父が、55か月という長期間にわたって申立人の給与から厚生年金保険料を控除し続けていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10910

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月17日から29年7月16日まで

A事務所を通して駐留軍施設であるB事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時は健康保険だけでなく、厚生年金保険にも確かに加入していたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人から提出のあった同人の雇用に関するB事業所の内部資料から判断すると、申立人が申立期間当時、同事務所を通して駐留軍施設であるB事業所に勤務していたことは推認することができる。

一方、上記被保険者名簿では、申立人の欄に健康保険番号は記載されているものの、厚生年金保険記号番号は記載されていないことが確認できる。

また、上記被保険者名簿では、申立人と同様に健康保険番号の記載のみで厚生年金保険記号番号欄が空欄となっている被保険者が複数確認できるところ、いずれも申立人と同様、オンライン記録では、A事務所における厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

さらに、上記複数の被保険者のうち、連絡の取れた一人に照会したものの、当時の給与明細書等を保管していないため、申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

加えて、厚生年金保険被保険者証記号番号払出簿を確認したところ、申立人の氏名は記載されておらず、また、申立期間に係る上記被保険者名簿の健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の厚生年金保険の記録が欠落したものとは考え難い。

これらのことから、申立人は、申立期間当時、A事務所において健康保険にのみ加入していたものと考えられる。

また、A事務所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同事務所の業務を引き継いだC省D局、及び駐留軍施設に勤務する日本人従業員に係る資料の一部を引き継いでいるE公文書館に照会したものの、いずれも申立期間当時の同事務所等に係る資料を保存していない旨回答しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月ごろから21年3月ごろまで
② 昭和21年4月ごろから22年3月ごろまで
③ 昭和22年4月ごろから同年8月ごろまで

駐留軍関係のA事業所に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②及びC事業所に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①、②及び③にそれぞれの事業所に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、渉外労務管理事務所を通して駐留軍施設であるA事業所に勤務していた旨申し立てている。

しかし、進駐軍労務者については、厚生省保険局長通知「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」(昭和23年12月1日保発第92号)に基づき、昭和24年4月1日から厚生年金保険に加入することとなったことから、申立人は、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者ではなかったと認められる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録では、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和24年4月1日であり、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、当時、駐留軍施設に勤務する日本人従業員の労務管理を行っていた渉外労務管理事務所の業務を引き継いだD省E局では、申立人に係る人事記録等の資料を保存していないため、申立人の申立期間①における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない旨回答している。

加えて、申立人は、申立期間①当時の上司や同僚を記憶していないため、これ

らの者を特定できず、申立人の当該期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

- 2 申立期間②については、申立人は、B社に勤務し、設計及び製図に関する業務に従事していた旨申し立てている。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び適用事業所名簿の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 23 年 6 月 1 日であり、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、上記の各名簿の記録では、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社の当時の代表者は連絡先が不明であるため供述が得られないことに加え、申立人は、申立期間②当時の上司や同僚を記憶していないため、これらの者を特定できず、申立人の当該期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿からB社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 23 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の従業員に照会したものの、連絡の取れた 4 人の従業員は、いずれも申立人の氏名を記憶していないため、申立人の申立期間②における勤務の実態について確認することができない。

- 3 申立期間③については、申立人は、C事業所に勤務し、各自治会のクラブに出張して配給物関係の押印、記入等に関する業務に従事していた旨申し立てている。

しかし、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び適用事業所名簿の記録では、同所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 30 年 1 月 1 日であり、申立期間③は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、C事業所では、申立期間③当時の申立人に係る資料を保存していないため、申立人の当該期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない旨回答している。

さらに、申立人は、申立期間③当時の上司や同僚を記憶していないため、これらの者を特定できず、申立人の当該期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10912

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 58 年 12 月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 54 年 10 月にB社（現在は、C社）に入社し、1年後の 55 年 10 月に関連会社であるA社の所属となった。申立期間も同社に継続して勤務しており、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に正社員として勤務し、畜産品等の販売業務に従事していた旨申し立てている。

一方、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 8 年 11 月 1 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社から提出のあった申立期間に係る所得税源泉徴収簿等の資料には、申立人に係る記録が見当たらない。このことについて同社では、「申立期間に係る源泉徴収簿にて確認を行ったが、申立人に係る記録が無いことから、申立人が当社に雇用されていた事実は無く、したがって、申立期間に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除していなかった。」旨回答している。

さらに、申立人が記憶していた3人の同僚は、いずれも死亡又は連絡先が不明であるため供述が得られず、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

加えて、申立人がA社及びB社の専務として記憶していた上司は、オンライン記録により、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、上記上司は既に死亡しているため供述が得られず、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立人の申立期間におけるA社での雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月から 31 年 1 月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時、同社に勤務していた二人の友人には厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚の供述及び申立人によるA社に勤務していた当時の状況についての具体的な供述から判断すると、期間を特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認することができる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社の当時の代表者は既に死亡しているため供述が得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立人が記憶していた同僚のうち、連絡の取れた二人は、いずれも、「自分はA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日より前に同社に入社している。」旨供述しているところ、当該二人の同僚が入社したと供述している時期から上記被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間を見ると、いずれも5か月又は6か月となっていることが確認できる。

さらに、上記二人の同僚は、いずれも当時の給与明細書等を保管していないため、A社への入社から厚生年金保険に加入するまでの期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

加えて、申立人及び上記二人の同僚のうちの一人は、申立期間当時、A社には約50人又はそれ以上の従業員が勤務していたと供述しているところ、上記

被保険者名簿では、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員は25人程度である。また、申立人が記憶していた18人の同僚のうち、9人については、上記被保険者名簿を確認したものの氏名が記載されていない。これらのことから同社では、申立期間当時、入社した従業員すべてを厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月1日から45年3月2日まで
② 昭和47年1月1日から50年11月1日まで
③ 昭和50年11月1日から51年10月1日まで
④ 昭和52年1月20日から56年7月11日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②、B社で勤務した期間のうち、申立期間③及び④の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社で代表取締役として勤務していたことは確かなので、申立期間①、②、③及び④を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、外国人登録原票の記録により、申立人は、昭和40年12月21日から50年7月18日までの間、25回の入出国を繰り返しており、その際に勤務先をA社と届出していることが確認でき、同社に係る事業所別被保険者名簿の「事業主又は代表者」欄の記載事項及び複数の従業員の供述により、申立人が当該期間に同社の代表取締役として勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和45年3月2日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、資格取得届は同年3月11日に受理された記録が確認できるところ、厚生年金保険記号番号払出簿の記録により、申立人の同社における資格取得日は同年3月2日、手帳記号番号の払出年月日は同年3月10日と記録されていることが確認でき、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見当たらない。

- 2 申立期間②のうち、昭和47年1月1日から50年9月25日までの期間については、外国人登録原票の記録、A社に係る事業所別被保険者名簿の「事

業主又は代表者」欄の記載事項及び同社の複数の従業員の供述により、申立人が、47年1月1日から50年7月18日までの期間において同社の代表取締役として勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和47年1月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、資格喪失届は同年2月23日に受理されたことが確認でき、さかのぼって当該処理が行われた形跡は見当たらず、同年以降の定時決定の記録も確認できず、社会保険事務所の記録に不自然な点は見当たらない。

また、申立期間②のうち、昭和50年9月26日から同年11月1日までの期間については、外国人登録原票の記録により、同年9月26日に入国した際に、勤務先をC社と届出をしていることが確認でき、申立人は、同年9月26日以降はA社には勤務していなかったと回答している。

- 3 申立期間③については、外国人登録原票の記録により、申立人は、昭和50年11月28日から55年2月16日までの間、12回の入出国を繰り返しており、その際に勤務先をB社と届出していることが確認でき、同社に係る商業登記簿謄本によると、50年11月29日に同社の代表取締役に就任し、55年3月11日に退任していることが確認できることから、当該期間に同社の代表取締役として勤務していたことは認められる。

しかし、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和51年10月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、資格取得届は同年11月12日に受理された記録が確認できる。また、厚生年金保険記号番号払出簿においても、申立人については、A社と別の手帳記号番号が同年11月12日に払い出され、資格取得日は同年10月1日と記録されていることが確認でき、社会保険事務所の記録に不自然な点は見当たらない。

- 4 申立期間④のうち、昭和52年1月20日から55年3月11日までの期間については、外国人登録原票の記録及びB社に係る商業登記簿謄本により、申立人が、同社の代表取締役として勤務していたことは認められる。

しかし、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和52年1月20日に同社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、資格喪失届は同年3月16日に受理されたことが確認でき、さかのぼって当該処理が行われた形跡は見当たらず、同年以降の定時決定の記録も確認できず、社会保険事務所の記録に不自然な点は見当たらない。

また、申立期間④のうち、昭和55年3月12日から56年7月11日までの期間については、B社に係る商業登記簿謄本によると、55年3月11日付けで同社の代表取締役を退任していることが確認でき、申立人は、同年3月12日以降は同社には勤務していなかったと回答している。

- 5 申立期間①、②、③及び④において、A社及びB社に勤務し、B社の社会保険及び給与担当であった従業員は、A社及びB社は、すでに解散しており、

関係書類はすべて処分しているため、申立期間①、②、③及び④当時の申立人に係る厚生年金保険料の控除については確認できないとしている。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されている。

仮に、申立期間①、②、③及び④について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月から 50 年 5 月まで

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、海外赴任していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与の額より低くなっている。当時同社から支給されていた給与送金書の写しを提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与送金書から、申立期間当時、約 40 万円に相当する給与が支給されたことは確認できるが、厚生年金保険料が控除されていたか否かを確認することはできない。

また、同時期にC国（当時）の現地法人に海外赴任していた申立人の元上司は、「給与は日本の本社からの送金ではなく、現地法人より支払われており、社会保険料、税金等は現地法人がC国の関係当局に支払っていた。」とし、「海外赴任前にA社から、日本での厚生年金保険を継続できるよう対応すると聞いたことがあるが、どのような取扱いをしていたかは不明である。」旨供述している。

さらに、A社の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備や、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡は見当たらない。

なお、A社は、「申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管しておらず、海外赴任時の厚生年金保険の取扱い及び申立人の申立期間に係る標準報酬月額について確認することができない。」と回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月1日から25年5月2日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の子から提出されたA社に係る登録申請書及び交通費に係る経理元帳により、申立人は、申立期間当時、取締役として同社に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、当時の賃金台帳等は保管しておらず、元代表者は死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人同様、元代表者においても昭和23年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる上、上記登録申請書及び交通費に係る経理元帳から、当該代表者においても被保険者資格を喪失後、同社に継続して勤務していたことがうかがえる。

このため、A社では、取締役については、申立期間に厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 11 日から 35 年 10 月 20 日まで
A病院（現在は、B病院）で勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立人と同様にA病院の配膳担当であったとする元従業員1名の同病院における加入状況については、申立期間内の昭和35年4月8日に資格を喪失後、申立人と同じ資格取得日である同年10月20日に再度資格を取得していることが確認できる。なお、当該元従業員は、連絡先が不明であることから申立期間当時の事情を確認することができない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同病院が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年11月1日から35年10月20日までの期間に、被保険者の資格を喪失後、再取得した記録がある者が22名確認でき、連絡先が判明した9名に文書照会等を行ったところ、6名は、「一度退社してから再入社した。」と回答し、3名は、「他社に就職後、再入社した。」と回答している。

さらに、A病院を引き継いだB病院の事業主は、「当時の従業員に関する資料を保管していないことから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、申立期間当時の事業主及び事務担当者は所在が確認できないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 47 年 9 月 25 日から 48 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 49 年 9 月 1 日から 52 年 2 月 10 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録が無い。また、B社に勤務した申立期間③についての厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社に勤務したことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「正確に記憶しているわけではないが、A社の前の会社を辞めてすぐに就職したはずなので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と述べている。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人と同様に昭和 44 年に同社で被保険者資格を取得した従業員 3 名に文書照会し、そのうち 2 名から回答を得たが、申立人が同社に就職した時期を覚えていないことから、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、既に解散しており、当該期間当時の代表取締役は連絡先が不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社に係る厚生年金保険の資格取得年月日が昭和 44 年 10 月 1 日であり、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の同社における資格取得に係る年金手帳番号が、同年 11 月 13 日に払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「A社を退職してすぐに次の会社であるC社に移ったので、申立期間②においてはA社に勤務していたと思う。当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と述べている。

しかしながら、C社の取締役は、「申立人は、私の弟と同日の昭和47年9月25日にA社を退職し、当社に就職した。」と述べており、事実、オンライン記録で、申立人と当該取締役の弟が同日にA社で資格喪失していることが確認できる。なお、C社に係る事業所別被保険者名簿によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所になった日は昭和48年6月1日であり、同日に申立人を含む全社員5名が被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿を確認したが、当該期間において、健康保険証の番号に欠番は無い上、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「B社に勤務していた。同社は、事業主と私のほかに従業員1名の計3名の事業所であった。厚生年金保険料は控除されていたと思うので、申立期間③を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と述べている。

しかしながら、オンライン記録において、B社が厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない上、申立人が同社は従業員が3名の事業所であったと述べていることなどから、同社は当該期間当時、強制適用事業所でなかったものと推認できる。

また、申立人は、事業主の名前を記憶しているものの、B社の事業所所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、事業主を特定することができないため連絡先が不明であり、加えて、ほかの従業員についても連絡先が不明であることから、これらの者から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 6 日から 44 年 3 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。同社では正社員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 43 年 3 月に前勤務先を辞め、姉を頼って上京し、2、3 週間後に、A社の取引先に勤務していた義兄の紹介で同社に就職して、姉夫婦の家から通勤していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と述べている。

しかしながら、申立人のA社における申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について、同社の元事業主は、「申立人が在籍していたことは記憶しているが、当社は昭和 60 年ごろに廃業しており、関係資料が残っていない。申立人が勤務していた期間については確答できない。当社では、採用したら1か月くらいのずれはあってもすぐに厚生年金保険に加入させており、人によって取扱いを変えることはなかった。」と回答している。

また、申立人がA社に勤務していたことを記憶していた元従業員の供述からは、申立人の同社における勤務期間を特定することができない上、申立期間における厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

なお、A社の元事業主は、「当社は、雇用保険の適用事業所となっていなかった。」と述べており、事実、申立人の同社における雇用保険の記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年か 62 年ごろから平成 3 年 5 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間は社会保険等に一切加入していないことになっている。同社は自分が代表取締役として設立した会社であり、申立期間に妻が自分の扶養となり、子どもが生まれたときに、社会保険から出産還付金も給付されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本では、申立人が申立期間に同社の代表取締役であったことが確認できることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、平成 3 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が主張している助産費・育児手当金について、母子手帳を発行しているB県C市役所では、「母子手帳に記載されている助産費・育児手当金という名称の保険給付は、国民健康保険の被保険者が出産したときに給付されるものであり、当該手帳の押印は、当市役所の受付印と思われる。」と回答していることから、申立人の妻は国民健康保険の被保険者であり、健康保険上申立人の被扶養者ではないと推認できる。

さらに、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所となった平成 3 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる複数の従業員に、同社が適用事業所となる前の厚生年金保険料の控除について照会したところ、2名の従業員から「同社には新規適用前から勤務していたが、保険料

控除は無かった。」と回答があったが、給与明細等保険料控除を証明する資料を保管している従業員は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

一方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、同法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

したがって、仮に、申立人が申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当することから、記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から32年10月30日まで

A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い。同社には、中学卒業後の昭和31年4月に入社し、退職する32年10月30日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した慰安旅行で撮影された写真及び同僚等の供述から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社の当時の事業主は死亡している上、申立人が記憶する上司2名に照会したが、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する供述等は得られなかった。

また、申立期間にA社で厚生年金保険の加入記録がある者のうち、所在の確認ができた10名に同社における厚生年金保険の加入の取扱いについて照会したところ、6名から回答があり、そのうち同社入社日と資格取得日が相違していると回答した3名は、「同社には入社後試用期間があり、試用期間中の者を厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料の控除もしていなかった。」と供述している。

さらに、上記写真の中で申立人が氏名を記憶する同僚のうち、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿でその氏名を確認することができない者がみられることから、事業主は、当時、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

加えて、上記被保険者名簿において、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月18日から40年1月18日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する従業員の入退社履歴を記録した人名簿には、申立人の退職日は昭和39年1月18日と記録されており、オンライン記録上の厚生年金保険の資格喪失日と一致する。

また、A社は、「当社における厚生年金保険の資格喪失手続は、従業員の退職時に行っており、退職していない従業員の資格を喪失させることは考え難い。」と回答している。

さらに、上記人名簿に記録されている昭和37年1月から40年12月までの期間にA社を退職した元従業員の退職日と厚生年金保険の資格喪失日は、ほぼすべてが一致していることが確認できる。

加えて、申立期間にA社に勤務していた複数の従業員に、申立人の勤務状況について照会したところ、申立人の退職日を記憶している者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人が、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年3月から19年8月31日まで

A師団B部に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同師団B部に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするA師団B部は、戦後、組織の一部はC本部として存続しているが、C本部では、当時の資料を保存しておらず、申立人に係る記録を確認することができない。

また、申立人は、当時の上司及び同僚の氏名を記憶しているが、その連絡先は不明であり、A師団B部における申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、オンライン記録及び適用事業所検索システムによれば、A師団B部は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

加えて、申立人は昭和18年3月から19年8月までを申立期間としているが、女子労働者が厚生年金保険の加入対象となったのは同年10月1日からであることから、申立期間については厚生年金保険の被保険者となることができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 8 月 29 日から同年 10 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。A社の社員はそのままB社の社員になったので継続して勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人に係る派遣先事業所の入退場記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、A社は平成10年8月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主から供述が得られないため、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の複数の従業員は、「同社の事業主から、同社は経営上の理由から、B社に営業を譲渡することになった。その間、厚生年金保険に2か月の空白期間が生じるので国民年金に加入するようにと説明があった。」としている上、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除は無かった旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から 58 年 12 月 1 日まで
A 事務所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同事務所に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間にA事務所で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A事務所の事業主は、「雇用した従業員全員について、雇用した当月から雇用保険の資格取得のみを届け出ている。当事務所は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしたことはなく、従業員の給与から厚生年金保険料を控除したことはない。」と回答している。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、A事務所が厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月1日から30年2月1日まで

A社(現在は、C社)B支社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、申立期間に間違いなく同社同支社に外交員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社B支社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社は、同社が保管する「加入者台帳」によると、申立人は昭和30年2月1日に正社員として採用されたと回答しており、申立人に係る上記の加入者台帳とオンライン記録における申立人の厚生年金保険の資格取得日は一致していることが確認できる。

また、C社は、申立人が、上記雇用期間前から勤務していたとの申立てについて、「当時は委任契約で勤務し、昭和30年2月1日に正社員として採用され、厚生年金保険の資格を取得したと考えられる。」としている。

さらに、申立人が記憶しているA社B支社の事務担当者は、「当時の外務員は、3か月の募集成果が基準を割ると給与は支給されないことから、外務員は厚生年金保険に加入していなかったのではないか。」としている。

加えて、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に同社同支社において被保険者であった従業員4人に照会したところ、回答があった3人は、申立人と一緒に勤務した期間はあったが申立人の勤務期間を特定できないとしていることから、申立人のA社B支社への入社日を特定することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これ

を確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年2月から29年3月まで
② 昭和29年5月から31年8月まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した申立期間①及びB社（現在は、C社）に勤務した申立期間②の加入記録が無い。しかし、それぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、その所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、A社における上司及び同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社の業務を継承したC社を管理しているD社は、当時の資料を保管していないことから申立人の在籍が確認できなかったとしているため、当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人はB社に勤務していた当時の同僚を記憶していない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間において厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員11人に照会したところ、回答が得られた7人全員が申立人を記憶していないことから、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認すること

ができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月ごろから27年7月ごろまで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、その所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、当時の上司や同僚を記憶していないため、これらの者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、A社はB社の下請会社であるとしているところ、B社にA社について照会したが、B社では該当する事業所があったかどうか分からないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10963 (事案 5493 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月1日から8年6月26日まで

社会保険事務所(当時)の訪問により、A社に代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額に見合った標準報酬月額と相違していることが判明したことから、年金記録確認東京地方第三者委員会に対して申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。また、前回の通知文書において、申立人が当該標準報酬月額の減額処理に関与、届出をしたと考えるのが自然であると誤判断されている。当該標準報酬月額は何者かによって虚偽に引き下げられたものであるため、再度調査の上、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額に見合った標準報酬月額と相違していると申し立てていたが、i) 申立人はA社の代表取締役である上、申立期間当時の同社の厚生年金保険事務担当者が、「平成8年5月分の厚生年金保険料が支払えず、自分と申立人と社会保険事務所の職員の3人で、滞納保険料について話し合った。」と供述していたことから、申立人は、滞納している保険料を解消するため、自身等の標準報酬月額の減額処理に関与していたと考えるのが自然であること、及びii) 同社が加入していたB厚生年金基金の標準報酬月額の記録がオンライン記録と一致していることから、総合的に判断すると、同社の代表取締役であった申立人が、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月2日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たって、申立人は、標準報酬月額が何者かによって虚偽に引き下げられたと主張しているが、これを確認できる周辺事情は見当たらない。

また、上記 i 及び ii のほか、申立人は、申立期間後も代表取締役又は清算人としてA社の解散に関与していたことが商業登記簿謄本により認められ、さらに、申立人は、平成8年5月の同社の厚生年金保険料を滞納していたことを承知しており、自身が代表者印を保管していたことを認めている。

これらのことから、代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた標準報酬月額の引下げについては責任を負うべきであると考えられる。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における標準報酬月額についての記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 21 日から 28 年 12 月 1 日まで

年金の裁定時から、昭和 24 年 12 月 10 日から 28 年 12 月 1 日まで A 社において厚生年金保険に加入していたとして計算された年金が支給されていた。しかし、平成 21 年 11 月になって、社会保険事務所（当時）から、同社での資格喪失日は間違いで、正しくは昭和 28 年 7 月 21 日であったとの理由により、これまで受給していた過払年金の返納を請求された。

しかし、昭和 28 年 6 月か同年 7 月ごろにトラックの運転からタンクローリーの運転への業務の変更はあったが、B 社（オンライン記録上は A 社）には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 24 年 12 月 10 日から 28 年 12 月 1 日まで A 社において厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため、申立人の申立期間に係る勤務実態について確認することができず、また、申立人が勤務していたと供述している同社の関連会社である B 社も、「現在保管している履歴書を調べたが、申立人の記録は見つからない。」と回答しているため、両社から申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入について確認することができない。

さらに、A 社の元同僚に申立人の勤務実態について照会したところ、「申立人がタンクローリーに乗るようになってから先のことは分からない。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者は無く、同社の元同僚及び従業員

から申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入について確認することができない。

一方、申立人が保有している年金裁定請求時のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和24年12月10日、喪失日は28年12月1日とされていたが、現在のオンライン記録では、同社における被保険者資格喪失日は同年7月21日と記録されていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳により、申立人のA社における被保険者資格喪失日は昭和28年7月21日であることが確認できる上、申立人が「同時期にトラックの運転からタンクローリーの運転に業務が変わった。」と供述している複数の元同僚はいずれも、上記被保険者名簿により、同年7月25日に被保険者資格を喪失していることが確認できることから、同社では申立期間当時、何らかの事情により、タンクローリーの運転に業務が変わった従業員について、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させたことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月 1 日から 37 年 2 月 1 日まで
② 昭和 37 年 3 月 31 日から同年 5 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 3 月 12 日から 46 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、申立期間①、②及び③の加入記録が無い。外国国籍のため昭和 45 年ごろに永住権を取得するまでにいくつもの名前を使用した。申立期間①にはA社に工事の現場監督として勤務し、申立期間②にはB社に見習として3か月勤務していたのに最初の1か月しか厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間③にはC社に専務として42年3月12日に入社したので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が保有していた手帳の記録及びA社の同僚の供述から判断すると、勤務した期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に解散しており、事業主及び給与・社会保険担当者は死亡していることから、同社及びこれらの者から申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の従業員2名に申立人の勤務状況について照会したが、申立人の入社日及び退職日を記憶している者はいないため、これらの者から申立人の申立期間①における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿には、申立期間①において健康保険番号に欠番が無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

2 申立期間②について、B社は既に解散しており、申立人は同社における同

僚の名前を記憶していないため、同社及び同僚から申立人の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はいないため、従業員から申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

3 申立期間③について、C社の同僚の供述から判断すると、勤務していた期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社に係る事業所別被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 43 年 9 月 1 日であり、申立期間③のうち 42 年 3 月 12 日から 43 年 8 月 31 日までは適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間③当時の資料をすべて廃棄したと供述している上、C社の当該期間当時の事業主は既に死亡しているため、当該期間当時の事業主から申立人の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらにC社に係る事業所別被保険者名簿と厚生年金保険手帳記号番号払出簿における申立人の被保険者資格取得日は、昭和 46 年 3 月 1 日で一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 7 月 25 日から 51 年 4 月 1 日まで
② 昭和 51 年 4 月 1 日から 52 年 4 月 1 日まで

A社で勤務した申立期間①及びB社で勤務した申立期間②についての厚生年金保険の加入記録が無いので、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の当該期間当時の専務取締役は、「申立人は申立期間①において当社に勤務していた。」と述べていることから、申立人が申立期間①において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、厚生年金保険の適用事業所名簿には、A社が適用事業所となった記録が無い上、同社に係る商業登記簿謄本により、当該期間当時の事業主及び前述の専務取締役に厚生年金保険の適用状況について照会をしたところ、両名は、「当社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、従業員から厚生年金保険料の控除をしていなかった。」と述べている。

また、A社が経理事務を委託していたC税理会計事務所は、「A社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と述べている。

加えて、申立人が記憶している複数の従業員については、連絡先が不明のため、これらの者から申立人の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、B社に係る事業所別被保険者名簿により、当該期間当時の従業員 31 人に文書照会したところ、25 人から回答があり、このうち

の4人は、「申立人が申立期間②において正社員として勤務していた。」と回答していることから、申立人が申立期間②において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、前述の事業所別被保険者名簿によれば、B社は、昭和52年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主及び社会保険事務担当者も死亡あるいは連絡先が不明であるため、申立人の当該期間に係る雇用形態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社の複数の元従業員は、「同社の現場には、同社の社員以外の者が働いており、当時の社会保険事務担当者が社会保険加入手続をしていなかったのではないか。」と述べている。

さらに、前述の従業員25人のうち、16人について、雇用保険の加入記録を確認したところ、一人は雇用保険の加入記録が無く、二人は雇用保険の加入時期が厚生年金保険の加入時期より1か月から4か月ほど早いものの、残りの13人全員は雇用保険と厚生年金保険の加入時期が一致している。このことから、B社では、雇用保険と厚生年金保険の加入手続はほぼ同時期に行っていたものと推認できる。

加えて、申立人のB社における雇用保険の加入時期は昭和52年4月1日であり、同社の厚生年金保険の加入時期と一致している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月26日から同年8月5日まで
② 昭和40年12月25日から46年6月1日まで
③ 昭和46年6月1日から48年1月5日まで
④ 昭和48年1月5日から52年2月5日まで

A社に勤務した申立期間①、B社C支社D組に勤務した申立期間②、E社に勤務した申立期間③及びF社に勤務した申立期間④のそれぞれについて厚生年金保険の加入記録が無い。各社にそれぞれ勤務したのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間①当時に勤務していた元従業員14人のうち、連絡が取れた6人に対し文書照会を行ったところ、4人から回答があり、1人は、「申立人が、昭和38年から40年にかけて、建設現場で、シャッターの取付作業を行っていた。」と回答していることから、申立人の雇用形態は明確でないものの、申立人は、同社の仕事をしていたことがうかがえる。

しかしながら、前述の回答のあった4人から、申立人の申立期間①における厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

また、A社は、「申立期間①当時の書類を保管していない。」と回答しており、同社の現在の事業主は、「昭和60年以前の当社の社会保険事務の取扱いについて分かる者は、既に死亡しており、不明である。」と述べている上、申立期間①当時の元事業主は、高齢のため、申立人の申立期間①における勤務状況及び社会保険事務の取扱いについて確認することができない。

さらに、オンライン記録によれば、昭和38年4月から39年3月までの期間及

び 40 年 4 月から同年 7 月までの期間については、申立人は国民年金に加入しており、国民年金保険料の申請免除（全額）期間となっていることが確認できる。

なお、申立人が記憶している同僚二人は、連絡先が不明であるため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、B社C支社に係るオンライン記録から、申立期間②当時に勤務していた元従業員 30 人のうち、連絡が取れた 11 人に対し文書照会を行ったところ、3 人から回答があり、1 人は、「申立人はローラーや天井クレン線路の取付けの仕事をしていたので、同支社の下請会社に勤務していたと思う。」と述べていることから、申立人は、同支社において下請会社としての仕事をしていたことがうかがえる。

また、B社C支社に保管されている昭和 40 年代の人事記録からは、申立人の同支社での在籍が確認できず、厚生年金保険料の控除についても確認することができない。なお、申立人が働いていたとするD組については、同支社は、「資料が無いので、D組について確認することができない。」と回答している上、同支社の人事担当者は、「申立人は、B社C支社の請負や下請会社で勤務していた可能性があるが、当時の下請会社についての資料が無く、不明である。」と述べている。

さらに、オンライン記録によれば、昭和 40 年 12 月から 45 年 3 月までの期間については、申立人は国民年金に加入しており、国民年金保険料の申請免除（全額）期間となっていることが確認できる。

なお、申立人が記憶している同僚 2 人は、連絡先が不明のため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人の当該期間に係る雇用保険の加入記録は、昭和 46 年 6 月 1 日から 47 年 12 月 28 日までとなっており、また、申立人が記憶している同僚は、「E社は、昭和 44 年ごろからG社の下請会社であるH寮と呼ばれ、その後、株式会社になった。申立人とは 43 年ごろから 48 年ごろまで、E社の現場作業と一緒に働いた。」と述べていることから、申立人の雇用形態は明確でないものの、申立人が、申立期間③において同社の仕事をしていたことが推認できる。

しかしながら、E社に係るオンライン記録から、申立期間③当時に勤務していた元従業員 30 人のうち、連絡が取れた 25 人に対し文書照会を行ったところ、8 人から回答があったが、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、オンライン記録によると、E社は、昭和 47 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間③のうち、昭和 46 年 6 月 1 日から 47 年 9

月 30 日までの期間については適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、前述のG社にも文書照会を行ったところ、同社は、「申立人の在籍は確認できない。昭和 44 年ごろまで、現場作業員を日雇として直接雇用していたが、厚生年金保険の対象ではなく、昭和 44 年以降、当社の寮が、下請会社となった。また、当該期間当時の下請会社の作業員については記録が無いことから、申立人の勤務状況及び社会保険の取扱いについて確認することができない。」と回答している。

加えて、前述の申立人が記憶している同僚は、昭和 35 年 10 月 1 日から 63 年 6 月 3 日までの期間において国民年金に加入しており、当該期間の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

なお、オンライン記録によると、E社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、同社に係る閉鎖登記簿謄本によれば、同社は、昭和 59 年 10 月*日に解散となっていることから、同社の事業主とも連絡が取れないため、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④について、申立人の申立期間④に係る雇用保険の加入記録は、昭和 48 年 1 月 5 日から 50 年 10 月 15 日となっており、申立期間③において述べた同僚は、「昭和 48 年 3 月ごろから 52 年 4 月ごろまで、F社の現場作業で申立人と一緒に働いた。」と述べていることから、申立人が、申立期間④において同社の仕事をしていたことが推認できる。

しかしながら、F社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間④当時に勤務していた元従業員 19 人全員に対し文書照会を行ったところ、8人から回答があったが、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、「申立人と一緒に働いた。」と述べている、前述の同僚の国民年金の加入記録は、昭和 35 年 10 月 1 日から 63 年 6 月 3 日までの期間となっており、当該同僚の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

なお、F社は、申立期間④当時の書類を保管しておらず、当該期間当時の事業主とも連絡が取れないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から45年3月31日まで

A事業団(現在は、B機構)から派遣され、C開発センター(D国)で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された旅券(写し)並びにB機構及びE省の回答により、勤務期間は特定できないものの、申立人が、A事業団から派遣され、C開発センター(D国)で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B機構は、「A事業団の時代から専門家を派遣しているが、当機構と専門家は、雇用関係になく、業務委託契約となっている。また、転職して派遣される場合には、国民年金の任意加入を勧めている。」と回答している。

また、B機構は、「保管している昭和40年4月1日から47年3月10日までの「健康保険厚生年金保険資格取得届(旧)A事業団」のファイルに申立人の氏名が無い。」と回答している。

さらに、B機構から提出された「専門家個人情報」によると、申立人は、昭和43年6月17日から同年7月31日までの期間はD国に、45年8月23日から同年9月16日までの期間はE国にそれぞれ派遣されていることが確認できる上、同機構の担当者は、「専門家の派遣先として、当機構と業務委託契約したC開発センターがある。」と述べている。

加えて、F県人事課から提出された「F県職員人事記録」によると、申立人はC開発センターに就職する前の昭和43年6月10日にF県を退職しているこ

とが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10978

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 31 日から 50 年 12 月 1 日まで

A 社（現在は B 社）に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 42 年 3 月に入社して以来 59 年に退社するまで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社の事業主の回答により、申立人が申立期間も、C 労働組合からの紹介で臨時雇用員として A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B 社から提出された申立人に係る所得税源泉徴収簿によると、昭和 49 年と 50 年分については、給与から社会保険料は控除されていないことが確認できる。また、このことについて、事業主は、「当社では、社会保険については、正社員のみを加入させており、申立人については、申立期間当時、臨時雇用員であったことから、社会保険には加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している。

さらに、B 社の税務、社会保険事務を受託している会計事務所は、「申立人は、昭和 50 年 12 月までは C 労働組合からの紹介で来ていた臨時雇用員だった。当時、臨時雇用員への給与は、日払か週払で保険料の控除は無かった。当事務所は、同社の年末調整事務も請け負っており、同社の従業員の所得税計算にあたり社会保険料を入れるか入れないかで税額が大きく変わるので、これを間違えることはない。同社の所得税源泉徴収簿を確認すると、申立人の厚生年金保険料の控除は、51 年 1 月から記録されており、50 年 12 月から厚生年金保険に加入していることが確認できる。」と回答している。

加えて、申立人から提出された昭和 49 年分の給与所得の源泉徴収票及び給

与支払報告書により、同年の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年4月ごろから20年3月ごろまで
② 昭和20年3月ごろから同年8月15日まで

申立期間①はA社において、また申立期間②はB社において勤労働員学徒で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。お国のために働いたのだから厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、旧制中学に在学していた昭和17年4月ごろから20年3月ごろまで、勤労働員学徒としてA社に勤務していたとしているが、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、労働者年金保険又は厚生年金保険の被保険者には該当しない取扱いとなっている。

また、当該期間のうち昭和17年4月から同年5月31日までの期間については、労働者年金保険法における保険料徴収までの施行準備期間であることから、同年4月から同年5月31日までは労働者年金保険法の被保険者であったと認めることはできない。

一方、A社の所在地を管轄する法務局において、同社に係る商業登記の記録は確認できず、事業主を特定することができない。

また、申立人は、同じ学校から勤労働員学徒としてA社に勤務していたとする3名の同僚の氏名を記憶しているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には上記同僚の記録は確認できない。

さらに、上記名簿により、当該期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したところ、連絡の取れた1名は、「自分は学校卒

業と同時にA社に正社員として就職しているが、申立人の記憶は無い。」と供述している。

申立期間②について、申立人は、昭和20年3月ごろから同年8月15日まで大学に在学しながら、勤労働員学徒として、B社に勤務していたとしている。

しかし、勤労働員学徒については、上述のとおり厚生年金保険の被保険者には該当しない取扱いとなっている上、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、B社が当該期間において、厚生年金保険の適用事業所であったことの確認ができない。

また、B社の所在地を管轄する法務局において、同社に係る商業登記の記録は確認できず、事業主を特定することができない。

さらに、申立人は、B社における同僚の記憶は無いため、同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述が得られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月ごろから 61 年 4 月 1 日まで
A 医院に勤務した期間の加入記録が無い。健康保険証を受け取った記憶があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 医院における勤務について、同医院は、「昭和 59 年 5 月の開院時から 8 か月間くらい申立人が 1 人で勤務していた。」と回答していることから、申立人は、昭和 59 年 5 月から 60 年 1 月ごろまで同医院に勤務していたことが推認できるものの、申立期間の勤務は確認できない。

また、A 医院は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、A 医院は、「従業員が 5 人未満の個人事業所は厚生年金保険には強制加入ではなかったので、組合管掌健康保険のみ任意加入し、厚生年金保険は加入していない。また、従業員の給与からは、厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

加えて、A 医院は当時の給与台帳等の書類を保管していない上、同医院及び申立人は、同医院には申立人が正社員として 1 人で勤務したとしていることから、同僚等からの供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 2 月 27 日から同年 3 月 1 日まで

Aセンターに勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。退職日は平成 5 年 2 月 28 日で、同年 2 月分の保険料は控除されていたと理解していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びAセンターから提出された人事カードでは、申立人の同センターにおける退職日は平成 5 年 2 月 26 日と記録されており、申立期間の勤務が確認できない。

また、Aセンターは、「給与は 23 日締めで当月 28 日支払で、給与からの保険料は翌月控除である。」と回答しているところ、同センターから提出された給料台帳では、平成 5 年 2 月の給与にて、同月 24 日から同月 26 日の退職日までの給与を併せて支給しているが、厚生年金保険料の控除額は同年 1 月分の 1 か月分であることから、申立期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 19 日から 51 年 3 月 25 日まで

A法人に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同法人に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が記憶している同僚のうち1名が、「勤務期間は不明だが、申立人がA法人に勤務していたことを覚えている。」と回答していることから、申立人は申立期間にA法人に勤務していたことが推認できる。

しかし、A法人に係る事業所別被保険者名簿によると、同法人が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 53 年 7 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A法人は、「当時の資料が保存されておらず、申立人の在籍については不明であり、当法人の厚生年金保険の適用は昭和 53 年 7 月 1 日からであり、申立人の厚生年金保険料の控除は考え難い。」と回答している。

さらに、A法人に勤務していた複数の従業員は、「同法人の厚生年金保険の加入は昭和 53 年 7 月 1 日からであり、それまでは国民年金に加入していた。」と回答しており、上記従業員のうち1名は、「昭和 53 年 7 月 1 日に厚生年金保険に加入するまで、厚生年金保険料の控除は無かった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から同年8月1日まで
② 昭和23年5月1日から同年10月1日まで
③ 昭和28年11月1日から29年4月1日まで

A社(現在は、B社)C案内所に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険加入記録が無い。同社が厚生年金保険に加入させないはずはなく、社会保険庁(当時)が年金記録を削除したに違いない。また、申立期間③については、D社(現在は、E社)に勤務し、研修期間であった。申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、B社の厚生年金保険事務等を統括するF社の担当者は、「申立人の申立期間における人事記録等が無いため、申立人の勤務状況等は不明である。」と回答している。

また、申立人が記憶していた当時の上司、厚生年金保険事務担当者等5人のうち4人は既に死亡しており、さらに、申立人が後任者として記憶している同僚一人は、「私は、当時、中学生であり、A社に昭和28年4月に入社したので、申立人の後任者ではあり得ない。」と供述していることから、申立人が申立期間①及び②に同法人において勤務していたことは確認できない。

さらに、A社C案内所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載された当時の従業員の中で、連絡の取れた7人のうち、1人は、申立期間①について、「申立人は昭和22年夏ごろ入社した。」と供述し、別の1人は、申立期間②について、「私が昭和23年6月5日に入社したときには申

立人は、既に退職していた。」と供述しており、残りの5人は、申立人を記憶していないと回答している。

加えて、申立人の厚生年金保険手帳記号番号の払出年月日は、昭和22年8月9日であることが確認でき、A社C案内所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載された資格取得日と同月であり、当該被保険者名簿は資格取得日順に記載されていることから、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見られない。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間③について、雇用保険の加入記録及びE社から提出された従業員名簿から、申立人は、昭和29年4月1日にD社に入社していることが確認でき、申立人の入社日は、厚生年金保険手帳記号番号払出簿及び同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載された資格取得日と一致している。

また、E社は、「入社前の研修期間はアルバイトの扱いであり、当時は、入社日と同じ日に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていた。当時の従業員については、研修期間における厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、申立人は、D社の同僚等を記憶していないと供述していることから、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載された当時の従業員のうち、昭和28年4月1日から29年4月1日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる30人に照会したところ、回答のあった22人全員が、「入社日と厚生年金保険の資格取得日は同じ日である。」と回答しているが、そのうち、7人は、「入社前に研修の期間が約1か月から6か月あり、当該期間は、厚生年金保険の被保険者期間ではなかった。」と回答し、上記のうち6人は、「保険料控除は無かった。」と回答している。

このほか、申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10992

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月28日から27年12月31日まで
A社に1年か2年勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は1か月しかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社の同僚は、申立人が同社に3か月程度勤務していた旨供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和27年9月に社名をB社に変更し、30年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、オンライン記録から同社の承継会社とみられるC社は、「当社はA社の承継会社ではなく、申立人の勤務状況等については不明。」と回答している。

また、当時のA社及びB社の代表者は既に死亡し、両社の当時の厚生年金保険事務担当者からは聴取することができないことから、申立人の申立期間に係る勤務状況及び保険料控除状況を確認できない。

さらに、申立人は、上記の同僚を除き、A社の当時の同僚等を記憶していないと供述していることから、同社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された従業員のうち、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる28人に照会したところ、13人から回答があったものの、全員が申立人を覚えておらず、申立期間における勤務状況及び保険料控除状況を確認できない。

加えて、上記の同僚は、「昭和26年6月にA社に入社したが、午後4時に勤務を終了して夜間高校に通学した期間は厚生年金保険に未加入であり、当該未

加入期間における保険料控除は無かった。同年 11 月末には申立人は同社に勤務していなかった。当時は、厚生年金保険料が高かったのも、若い人は臨時扱いとして厚生年金保険に加入しない風潮だった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

A社（現在は、B社C支店）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にD社（現在は、B社本社）からA社に異動したが、厚生年金保険料は控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社本社から提出された在籍証明書から、申立人が申立期間にD社から分離したA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社本社は、「申立期間当時の資料等が無く、申立人の申立期間における保険料控除について不明である。A社は、D社から分離独立した別会社であり、そのため、厚生年金保険事務及び給与事務についてはA社が行っていたと考えられる。」と供述している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和 61 年 12 月 1 日に、厚生年金保険の任意包括適用事業所となったことが確認でき、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、申立人がD社からA社に同時期に異動したとする同僚3人は、申立人と同様に厚生年金保険の加入記録が無く、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、同保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月ごろから25年1月20日まで
② 昭和27年3月1日から30年9月1日まで

昭和14年から継続してA社及び同社社名変更後のB社に勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、従業員の供述により、勤務開始日は特定できないが、A社及びB社に事業主として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和18年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、20年3月10日に適用事業所でなくなっている上、B社は23年4月2日に適用事業所になっていることが確認でき、申立期間①のうち、18年3月31日以前の期間及び20年3月10日から23年4月1日までの期間については、A社及びB社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、B社の解散当時の事業主は、「人事記録等の資料は残っていない。」と供述しており、申立人の当該期間当時の勤務実態や保険料控除について確認することができない上、C県発行の軍歴確認書により、申立人は昭和19年5月から20年9月まで召集されていたことが確認できる。

さらに、A社及び株式会社B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所(当時)の事務処理に不自然さは見当たらない。

申立期間②について、B社で当該期間に勤務していた複数の従業員の供述に

より、申立人が当該期間に同社の代表取締役として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は既に廃業しており、前述の同社解散当時の事業主は、「人事記録等の資料は残っていない。」と供述しており、申立人の勤務実態や保険料控除について確認することができない。

また、当時の従業員の供述から、申立人の実兄は、B社に昭和28年6月から勤務していたところ、同社における厚生年金保険資格取得日は、オンライン記録により、申立人と同日の30年9月1日であることが確認できることから、理由は不明であるが、厚生年金保険に加入していなかったものと思われる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、仮に、申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、A社及びB社の事業主であったと考えられる申立人は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書の規定により、「事業主が保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月ごろから同年 9 月 1 日まで
② 昭和 34 年 1 月 20 日から 35 年 1 月 20 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうちの申立期間①、C 社に勤務した期間のうちの申立期間②について加入記録が無い。申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社の元従業員の供述により、入社日は特定できないものの、申立人が当該期間の一部に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、「当該期間当時の社会保険関係資料等を保有していないことから、申立人の当該期間における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。」と回答している。

また、B 社の現在の事業主は、「期間は明らかではないが、申立人が当社に勤務していた記憶はあるが、厚生年金保険の加入状況や厚生年金保険料の控除については分からない。入社後しばらくは試用期間があり、試用期間経過後に厚生年金保険に加入手続を行う取扱いであった。」と供述している。

さらに、申立人は 2 名の同僚を記憶しているが、B 社に係る事業所別被保険者名簿において、1 名は申立期間後の昭和 31 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、1 名は記載が無いことから、同社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなく、また、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

申立期間②について、C 社に係る事業所別被保険者名簿から当該期間に勤務したことが確認できる複数の従業員の供述により、入社日は特定できないものの、申立人が当該期間の一部に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の事業主は連絡先が不明で供述を得ることができず、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、解散していることから、同社から当時の資料は得られず、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、複数の従業員は、「厚生年金保険の加入日が入社日より3か月から1年半遅れていた。入社後試用期間があり、厚生年金保険にはすぐに加入できず、保険料も控除されていなかった。」と供述していることから、C社では、申立期間②当時、入社後一定期間を経過してから厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月1日から48年8月1日まで
② 昭和48年8月1日から49年7月1日まで

申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に勤務していたことは間違いないので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間当時の事業主及び同僚の供述によりA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、A社が、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、A社は、既に廃業しており、当該期間当時の事業主は、「当該期間当時のことは全く覚えておらず、厚生年金保険の取扱いについても分からない。」と回答しているほか、当該期間当時の同僚について照会したが、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる供述は得られない。

申立期間②について、申立人は、当該期間当時の事業主及び同僚の供述によりB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、B社が、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、B社は、既に廃業しており、当該期間当時の事業主は、「当該期間は、当社は法人登記をしていなかった。厚生年金保険の適用事業所にもなっておらず、保険料控除もしていない。」と回答しているほか、当該期間当時の同僚について照会したが、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における雇用保険の加入記録は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月1日から46年2月20日まで
② 昭和47年3月1日から48年7月20日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入した記録が無いことが分かった。しかし、在籍証明書により当該期間に勤務したことは明らかなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社発行の在籍証明書から、申立期間①及び②について、当該事業所に運転手として勤務していたと申し立てている。

しかし、A社の事業主は、「申立人の申立期間に係る雇用契約内容について確認できない。在籍証明書については、依頼者から指定されたとおりに記入したものであり、実際に当該期間に勤務していたかどうかは不明である。」と供述している。

また、A社は、「昭和50年ごろまでは、運転手はすぐに他のタクシー会社へ転職するために、給与の日払を希望して厚生年金保険への加入を拒む者が少なくなかった。その場合は給与から厚生年金保険料を控除せず、国民年金に加入するように本人に指導していた。」と供述しているほか、当時、運転手として勤務した同僚は、「申立人が勤務していた時期は不明である。当時は、厚生年金保険に入らない運転手がいた。」と供述している。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は当該期間当時、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難く、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る雇用保険の加入記録は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 11000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所には、平成 5 年 4 月 1 日から 6 年 9 月 30 日まで継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の複数の元従業員が「申立人は、当時、体調を崩して仕事を休んだ後、そのまま勤務することなく退職した。」旨供述していることから、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが確認できない。

また、A事業所の当時の代表者は、「申立期間当時の関係資料が残っておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の資格喪失日及び保険料控除については不明である。」旨供述していることから、同事業所における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、オンライン記録から、A事業所の複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、申立人は、「A事業所では、厚生年金保険料は当月控除であり、退職月の平成 6 年 9 月に同月分の保険料が給与から控除されていた。」旨供述しているが、A事業所の当時の社会保険担当者を含む複数の元従業員は、「厚生年金保険料は翌月控除であった。」旨供述している上、元従業員から提出があった「ねんきん定期便」に記載された保険料納付額と給与明細書の保険料控除額を比較すると、納付額に対応する控除額が 1 か月遅れとなっていることから、

保険料控除は翌月控除方式であったことが確認できる。

さらに、オンライン記録から、平成5年1月から8年12月までの期間において、資格喪失したA事業所の従業員のうち、申立人と同様に月末日に資格喪失した複数の従業員が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月 8 日から平成 5 年 5 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 63 年 11 月 8 日に同社を設立した直後、私が厚生年金保険の新規適用に関する手続きを行い、同社には、申立期間中、継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員による「私は、申立期間中、継続して申立人の下で勤務していた。」旨の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、オンライン記録によると、平成 5 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人は、「私ども夫婦が日本の公的年金に加入したのはA社が初めてであり、その際、社会保険事務所（当時）から厚生年金保険被保険者記号番号が交付され、当該番号は現在も使用中である。」旨供述しているが、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の加入記録は平成 5 年 5 月 1 日が始期であり、それより前には厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

さらに、A社の元従業員は、「当時、同社は従業員が 5 人程度の小さな事業所であったが、厚生年金保険等の社会保険に加入していたという話は聞いたことがなく、自分自身は、住所地の国民健康保険に加入し、当該保険証を区役所から受領していたので、同社が厚生年金保険に加入していたということは考えられない。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 11002

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月 8 日から平成 5 年 5 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 63 年 11 月 8 日に同社を設立した直後、私の妻が厚生年金保険の新規適用に関する手続きを行い、同社には、申立期間中、継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員による「私は、申立期間中、継続して申立人の下で勤務していた。」旨の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、オンライン記録によると、平成 5 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人の妻は、「私ども夫婦が日本の公的年金に加入したのはA社が初めてであり、その際、社会保険事務所（当時）から厚生年金保険被保険者記号番号が交付され、当該番号は現在も使用中である。」旨供述しているが、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の加入記録は平成 5 年 5 月 1 日が始期であり、それより前には厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

さらに、A社の元従業員は、「当時、同社は従業員が 5 人程度の小さな事業所であったが、厚生年金保険等の社会保険に加入していたという話は聞いたことがなく、自分自身は、住所地の国民健康保険に加入し、当該保険証を区役所から受領していたので、同社が厚生年金保険に加入していたということは考えられない。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 11003

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 43 年 12 月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和41年4月から43年12月まで継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするA社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人が主張する所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録を確認することができない。

また、申立人は、A社の代表者の名字のみ記憶しているものの、名前を記憶していない上、同僚の氏名も記憶していないことから、代表者及び同僚への照会ができず、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 11005（事案 1433 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 30 年 8 月 1 日から 32 年 10 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、両申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことから第三者委員会に申立てを行った結果、同委員会から記録訂正を行う必要はない旨の回答があった。しかし、在職証明書があり確かに勤務していたので、再度調査して厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間に係る申立てについては、B社の現在の事業主による在職証明書は、事業主の従業員からの再伝聞による証明であり、当該証明をもって、申立人のA社における両申立期間の勤務を認めることは困難であること、当該期間当時に同社に勤務していた複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はいないこと、申立人は退職時期についてははっきり覚えておらず、当該期間に係る保険料控除についても明確な記憶が無いこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回申立人は、新たな資料は無いものの、当該期間に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたことは間違いなく、厚生年金保険の被保険者であったはずであり、現在の年金記録は、「手書きの原簿からコンピューターに登録する際に間違えたのではないか。」と主張している。

しかしながら、当該期間にA社に在職していた新たな複数の従業員に照会したが、両申立期間当時の申立人を記憶している者はいないことが確認された。

また、オンライン記録前の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び

厚生年金保険被保険者番号払出簿における申立人の被保険者資格取得日は、オンライン記録と同一の昭和 26 年 11 月 1 日であることが確認できる。

そのほか、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 12 月から 32 年 1 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和 30 年 12 月から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿から、申立人は、申立期間のうち、昭和 31 年 2 月 18 日より同社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の現在の事業主は、申立期間当時の資料は保存していないものの、当時は、従業員の定着率が悪く、試用期間を設けており、試用期間経過後に社会保険の手続をしていたと思うと供述している。

また、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から複数の従業員に照会したところ、入社日と被保険者資格の取得日とが、数か月から1年程度の相違が生じている者が複数あり、その理由について、試用期間があったことによる、当時は従業員の出入りが激しく、事業主が従業員の勤務状況を勘案して社会保険の手続をしていたことによると思うと供述しており、また、被保険者になる前については、厚生年金保険料の控除は無かったと思うと供述している。

さらに、上記被保険者名簿に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 28 日から同年 5 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 37 年 4 月末日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 4 月末日をもってA社を退職したとしている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 37 年 4 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社の事業主は既に死亡しているため、事業主の妻に申立人の勤務状況等を照会したが、明確な記憶が無く、申立人の申立期間における勤務状況等を確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿から複数の従業員に申立人の申立期間当時の状況を照会したが、いずれの者も明確な記憶が無く、申立人の申立期間における勤務を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 11008

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 2 月 11 日から同年 6 月 8 日まで
② 昭和 42 年 12 月 1 日から 43 年 4 月 10 日まで
③ 昭和 47 年 8 月 1 日から 48 年 4 月 16 日まで

A社に勤務していた期間のうち、すべての申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、各申立期間も勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社の複数の従業員の供述により、申立人が両申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 42 年 2 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、43 年 4 月 10 日に再度適用事業所となっていることから、両申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の複数の従業員に照会したが、いずれの従業員も両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について明確な記憶が無い。

申立期間③について、申立人は、当該期間もA社に継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、A社の複数の従業員は、申立人が当該期間に勤務していたことを記憶していない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の昭和 47 年 8 月 1 日の被保険者資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）が同年 8 月 28 日に受付したことが確認できる。

さらに、すべての申立期間について、A社の事業主に照会したが、回答は

無く、申立人の当該期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 8 月 1 日から 7 年 5 月 20 日まで
A社の代表取締役として勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が事実と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 7 年 5 月 20 日より後の同年 6 月 5 日付けで、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初 5 年 8 月から 6 年 9 月までは 38 万円、同年 10 月から 7 年 4 月までは 44 万円と記録されていたものが、5 年 8 月から 6 年 10 月までが 8 万円、同年 11 月から 7 年 4 月までが 9 万 2,000 円にさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によれば、申立期間当時から現在に至るまで、申立人は同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、A社における社会保険関係の手続は自身が行い、申立期間当時に社会保険料の滞納があり、社会保険事務所（当時）に何回も呼び出されて督促を受けていた旨供述しており、さらに、従業員の一人は、代表取締役である申立人から、経営悪化のため同社を厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続をし、被保険者資格を喪失させる旨の説明があった旨供述している。

加えて、オンライン記録では、上記喪失処理と申立人に係る標準報酬月額の減額処理が同じ平成 7 年 6 月 5 日付けで行われていることが確認できることから、A社の代表取締役であった申立人が関与せずに、社会保険事務所において、標準報酬月額の訂正処理がなされたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正の無効を主

張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 11013

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 2 日から 41 年 5 月 25 日まで
② 昭和 42 年 6 月 1 日から 44 年 8 月 25 日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社（現在は、C社）に勤務していた申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。両社に勤務していたことは確かなので、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社の社長の下で運転手兼雑用係として勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、商業登記簿謄本からも事業主の所在が把握できないことから、事業主から申立人に係るA社での在籍状況及び厚生年金保険の取扱状況について確認することができない。

さらに、申立人は、当該期間当時におけるA社の上司や同僚を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等の事実が確認できず、申立人は、実際に勤務していた期間及び給与からの厚生年金保険料の控除についても覚えていないとしている。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、申立期間②当時、B社において建築建具の製造と取付調整を行っていた旨申し立てており、従業員3人が申立人を記憶している旨供述していることから判断して、申立人は、勤務の期間は特定できないものの、申立期間②当時、B社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社の代表者は既に死亡している上、現在のC社は申立期間②当時の申立人に関する在籍記録等の資料は無いと回答していることから、申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険の取扱状況について確認することはできない。

また、複数の従業員及びC社の代表者は申立人と同種の業務に従事していた従業員について複数の氏名を挙げたが、B社に係る事業所別被保険者名簿で当該氏名をいずれも確認できず、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことが確認できる。

さらに、B社に係る上記被保険者名簿に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険被保険者証番号は連続しており欠番が無いことから、不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人には具体的な記憶が無く、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。